

第二十四回国会
衆議院

農林水産委員會議録第二十三号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)
午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事 吉川 久衛君 理事 佐山茂太郎君

理事 白濱 仁吉君 理事 助川 良平君

理事 田口長治郎君 理事 中村 時雄君

理事 芳賀 貢君

足立 篤郎君 安藤 覺君

五十嵐吉藏君 伊東 岩男君

井出一太郎君 石坂 繁君

大野 市郎君 大森 玉木君

加藤常太郎君 川村善八郎君

木村 文男君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 河野 金昇君

鈴木 善幸君 中馬 辰猪君

網島 正興君 原 捨思君

本名 武君 松野 頼三君

赤路 友藏君 伊瀬幸太郎君

稻富 稜人君 小川 豊明君

川俣 清吉君 神田 大作君

田中幾三郎君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官 (大臣官房長) 谷垣 專一君

農林事務官 (農林經濟局長) 安田善一郎君

農林事務官 (農林政務局長) 大坪 藤市君

農林事務官 (畜産局長) 渡部 伍良君

食糧庁長官 清井 正君

林野庁長官 石谷 憲男君

委員外の出席者

農林事務局農林協同組合部長 新澤 寧君
参考人(農林中央金庫理事) 一楽 照雄君
参考人(全國農業協同組合中央会理事) 森川 武門君
専門員 岩隈 博君

三月二十二日

委員井出一太郎君辭任につき、その補欠として足立篤郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員松浦東介君及び川俣清吉君辭任につき、その補欠として井出一太郎君及び中村英男君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十二日

有益鳥獸の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案(足立篤郎君外三名提出、衆法第二五号)

同月二十三日

森林開闢公団法案(内閣提出第一四五号)

同月二十二日

農林省札帳統計調査事務所移転に関する請願(高瀬傳君紹介)(第一五一〇号)

農林省札帳統計調査事務所移転に関する請願(小平忠君紹介)(第一五一一号)

新指導農業団体法制定に関する請願(南條徳男君紹介)(第一五二二号)

日本中央競馬会法中政府納付金の比率改正に関する請願(小笠原八十美君外六名紹介)(第一五四二号)

二戸郡地方を集約農業地域に指定等の請願(山本猛夫君紹介)(第一五六八号)

新農業団体の設置反対に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一五九九号)

新農業団体の設置反対等に関する請願(星島二郎君紹介)(第一六〇〇号)

本日開議に付した案件

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

農業協同組合整備特別措置法案(内閣提出第五三三号)

有益鳥獸の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案(足立篤郎君外三名提出、衆法第二五号)

森林開闢公団法案(内閣提出第一四五号)

○村松委員長 これより會議を開きます。

農業協同組合整備特別措置法案を議題といたし審査を進めます。

本日からはまず本案について参考人より意見の聴取を行います。

講じて、その整備の促進をはかり、もって農業協同組合の健全な発達に資せんとするものでありますので、この際農業協同組合の事業及び経営の指導監督等を行なつておられる全国農業協同組合中央会理事森川武門君、及び組合系統金融機関としてその資金面等を預かつておられる農林中央金庫理事一楽照雄君より、それぞれ自己の専門の立場から本案に対する意見をお述べを願いたいと存じます。

まず農林中央金庫理事一楽照雄君より意見の発表を願いたいと存じます。

○一楽参考人 農林中央金庫の一楽でございます。こういう席に出るのは初めてでふなれなものでございますから、どうぞよろしく。

このたび政府が御提案になりました農業協同組合整備特別措置法案について意見を申し述べ、お聞きいただきますことはまことにありがたい仕合せに存じます。この法案につきましては、結論をいたしまして原案通り御実施いただくことが、私どもの考え方から見しても、まことにありがたいことだと思ひます。

特にこの点をどういう工合に御修正願いたいという点も、気がつかないで、大体このままでけっこうじゃないかと思ひます。と申しますのは、御存じの通り協同組合に關しましては、さきに昭和二十六年ごろでございまして、その後五十年にわたって三十億円の費用をつぎ込んでい

ただいて、そして組合並びに連合会の再建を御推進いただきましたわけでありまして、これはそれだけでは必ずしもその効果が十分上りませんので、引き続き事業連の整備促進法をお作りいただきました。これが二年ほど前から実施になつて、私もその実施を一生懸命に今やつてきておるわけでございますが、連合会の方はその整備促進法という手直しによつて、今度は丁寧の一つ一つの連合会について徹底した指導を加えてやるという時間的余裕を持ち、またそういう個別的指導ができるような立法をしていただきましたので、今度のもので十分連合会の方は立ち直るといふ見通しを持っております。

ただ単位組合の方につきましては、大体において前の再建整備法によつて、それにかつた組合は七、八割まで所期の目的を達したように承わつておるわけでございまして、そのときに再建整備法に乘せなかつた組合で、その後思ひやうくないというものが相当数あるやうでございますので、そういうものを主たる対象として、今度のこの特別措置法によつて手がけていくという考えであるやうで、そしてこの今度の特別措置法は、考え方としては、最近にこの連合会を対象として実施していただきました整備促進法のその趣旨に大体のつとめて、そしてまたその経験に基づいてやらそうというお考えに基き御立法のやうでございまして、まことにけっこうじゃないかと思ひます。それにつきましては、結局運用にお

合でこれがノルマルだという客観的なはつきりとした数字があるわけでもありませんし、私どもの立場から申しますと、大体こういう御援助をしたいと思いますことがまず恥じ入らなければならぬ立場でございますので、とにかく全力を尽してやらなければならぬ。それから先ほども申し上げましたように、経営体でございますから、赤字ができたからといって物質的な援助をいいたくことになりまして、それで解決する問題ではない。どういたしましてそういう御援助なりは強い指導の場合の手がかりだけにしまして、そうしてこういう機会にわれわれ系統機關のものが特にその責任感を強くして、みずからの力によっていくということ で解決していかなければならない問題であります、五年間でできるかどうかというお答えにはならぬかもしれませんが、やらなければならぬという覚悟だけをお申し上げておきたいと存じます。

○小川(豊)委員　あと一、二点お尋ねします。この法案は事業整備促進法のような傾きがある、ちょっと私どもが見てそういう感じがするのですが、ところが単協側はやはり信用事業をあわせてやっていく、この点がこの法案に反映されていないのじゃないかという気がするので、この点専門家の立場から一点お聞きしたいと思う。それから整備目標ですが、固定債務全部の整備といたしておりますけれども、この中に未払い売掛金がこげついている、これはもちろんだと思のですが、債務の中に組合員からの貯金があるわけです。この整備の具体的内容が明らかにされていない。この点についてのあな

たの立場からの検討。それからもう一点お尋ねしたいと思うのは、整備組合が信連に債務を持つておいて、信連が利息減免の措置をとった場合は、その信連に対して助成を行われることになつてゐるが、組合が貯金を食いつぶしてある、あるいは欠損金を出したとか、固定在庫になつておる。そして信連からの借入れがないという場合には助成措置が講じられないような点がこの法案の中にある。これも一つの欠点ではないか、こういうふうに見られておられますけれども、こういう点について実際の立場から見た御見解を伺いたい。

○一葉参考人 第一点の信用事業についてのことがあるが、触れてないじゃないかとおっしゃることはごもっともだと思います。第一さつき申し上げましたように、事業連の整備促進の経緯を生かしてやろうというので始まつた関係もありまして、あまり金融事業のことを言いたくないのは事実でございます。しかし私も実際の面から言いますと、法律は大きなワケだけ、補助金をいいたくところだけを書いていまして、大体私ども実務家の者が十分個々の実情に依つてゆつとりのあるように、余地を残していただいて、お役所なりあるいは議会でこまかくなべくおきめ願つておかげ方が便利なわけでありまして、その点はここにはないこととが私どもからいうとかわつて都合がいいともいえます。そのかわりちょうど経済連の整備促進をやりますときに、審議方針というものをみんなが互いに相談して作つた。目安を作つてはかつていたつたのと同じように、あれは販売購買の方だけでしたが、今度は

不振組合以外についても金融について組合金融のあり方というふうな、そういう理想的なものをこしらえて、それに合すようにお互いによつていこうじゃないかというので、お互いにせつなく研究中であります。そのことは不振組合のみならず、不振組合でない組合金融の世界におきましても、今まで通りの組合金融のあり方ではないかどうかということについては深い自己反省を必要とするのではないかと感じますので、かたがたこの機会をとらえまして、不振組合にそれを当てはめると同時に、不振組合と称されないものについても組合金融のあり方を持つていこう、そういうふうな考へておるわけでありまして。

それから第二の、信連の貸付金のな場合は、あらためて貸しましてそして利子補給をいたしますから、信連が低利の貸し出しができるわけでありまして、それで事業資金を今まで貸さなかつたところも貸していく。積極的信連に貸すように進めたいと思ひます。貸しますとあとどの指導も一そう身が入ります。法律ではこれは貸せるように解釈しておるわけでありまして。

○村松委員長 神田大君。○神田(大)委員 一案さんにお尋ねいたします。この整備法案では年々一億一千万円です。これでもって三千三百組合を整備するといつておられますけれども、これくらゐの金を貸して一体不振農協の再建整備促進ができるかどうかというのを承りたい。

○一葉参考人 それは経営体でございまして、法律ができたあるいは財政的援助が大きいからということだけではできませんけれども、少くともそれを活用して関係者が一生懸命やれば相当な成果が上りますので、どうも簡単にこの施設だけでできるかできぬかということは、私も当事者でなければ客観的に批評もできるのでございませうけれども、われわれ責任ある者でございまして、やはりこの程度のものをせいで活用してやらなければならぬという責任感だけでございまして、専門家といつても当事者でございまして、冷やかに、その程度ではできないとかあるいはこれで十分だとかいうことはできません。これは金額の問題だけではないわけでございます。そういうふうな考え方におるものであります。しかし逆に言いますと、あまりもらうことになりまして困りますので、これは私も承知しておりますが、五億五千万円の財源があつたからこの法律があとから出された事情を知つておりますからあまり申し上げられないのです。われわれ関係者として

○神田(大)委員 これは私が見ますと、現在の三千三百の不振組合を再建整備して軌道に乗せるには、一年に一億一千万くらいの金を補給しても足りないと思ひます。それはもちろん更生できる組合もありましよう。ありましようけれども、協同組合のうちに現在の使命を果たすためには、速急に、こゝに二年以内に相当の数の整備をしなればならぬと思ひます。というのは、経済界が次々に動きつづつある。だから五年も先までかかつて三千三百組合を整備する、そういうなまぬるいことでは困るんじゃないやなからうかと思ひます。お聞きしておるのですが、その点はどうか。

○一葉参考人 それは単位組合でございまして、村で一つの民主的な機運がございまして、二、三年で急速に相当の成果が上るわけでありまして。どうしてその機運を盛り上げるか、村内の人がこの人ならというふうな人が組合長か専務か参事の中に一人出てきますと、急速に成果が出てくる。そういう人が出てきやすいような指導をするところが要点だと思ひますので、金額を五倍にすればできるとか十倍にすればできるという性質のものではないと思ひますので、私もあまり金額の方にこだわらないでおるわけであり

○神田(大)委員 その点で森川さんにお尋ねします。一億一千万の金をお尋ねします。一億一千万の金を五六年間出すことによつて三千三百の不振組合を更生さすというふうなことに、これは私は私としては非常になまぬるいことであつて、そういうことでは不振農協の回復はできないと思ひます。あなたはどういうふうにお考えですか。

○森川参考人 不振組合の状態はいろいろありますから、ケース・バイ・ケースでいかなければならぬと思ひます。また過去におきましても自力で再び再建した組合もあるわけなんです。そこで固一じゃないに、ケースに依つた指導をすることにおきまして私たちは必ず組合を再建させようという確信を持つて今やつていきたいと思つておるわけでありまして。そこで最初申し上げましたようにこういうことはそういう足場を与えるものとして、自主的に再建していくんだということにしてやつていきたいと思つております。

○村松委員長 芳賀君。○芳賀委員 参考人に申し上げます。○一葉参考人 まことにわれわれ農協

が、実は昨日の当委員会としては、中金の湯河理事長と全中の荷見会長をお願いして決して皆様が来られたから不足だというところじゃないのです。しかしやはり団体の最高責任者の人が直接御出席になつて所見を述べてもらう方が一番適當であるという判断のもとにそうしたのであるが、それもそろつて二人とも見えなかつたので、今日は何か特別の理由でもあつたのですか。

○一葉参考人 実は私その経過を存じませんが、夕べ帰りに急に、理事長にというお話があつたのですけれども、よんどころない用があるからかわりでもいいかとつて交渉中だから、あすの朝行つてくれぬかということ、実は理事長にも会う機会がありませんし、用件の内容も承つておりません。いずれにいたしましてもまことに申しわけない次第でございますが、そういう事情でございますから……。

○芳賀委員 それでは二、三お伺いたしたいと思います。先ほど一葉参考人から、現在審議している整備特別措置法に対して全面的期待を持つておるといふ点と、農林漁業協同組合の再建整備法に対して、こゝしはこれで切れることになるので、さらに善処をわすらわれないというふうな、そういう意味の簡単なお話があつたわけですね。問題の本質は、農業協同組合に対してこのように次々に国が立法的な措置を講じなければ、いわゆる全国の弱小組合なるものは、みずからの方で協同組合としての本来の使命を伸ばしていくことができないものであるかどうか、そういう見通し等はどうかというふうに考えておりますか。

手方に親切に、取りやすいような方法にして、そして楽に返せるようにしていく、弱肉強食でない、今おっしゃられましたような意味で助けていかなければならぬわけですね。これまでの事例を見ましても、決して商業主義にやっつけ組合が繁盛しているというのは私は聞かない。一時繁盛しておいてもそのうち失敗します。村ごとの組合の商業主義なんて大したことはありません。やっつけ組合員に全面的に親切に溶け込んで、そして家族的に組合員から親しまれて、何もかもめんどろみでいくという組合が繁盛しているというのが事実だと私は考えております。

○芳賀委員 そういふことじゃないのです。これは地帯別に見た場合、これは健全な協同組合の所在する地域の農業上の諸条件というものは、協同組合を健全化する要素を多分に持つておるわけなんです。だから経営の手ききが大体普通であればこれは当然健全化されるのです。しかしそれ以外の地域、非常に生産性の劣っている地域とか、あるいは米作によらない畑地農業等に依存しておるような地域の協同組合というものは、生産の面に徹しても、どういふふうにやってもこれはうまくいかぬという地域が非常に多いのです。しかもそういう組合がだんだん多くなってきたというわけですね。ですからそれにはそれ相応の明確な理由があるのです。これは日本農業の置かれた一つの宿命的なそういう理由の中から、協同組合が健全化できないというものを荷物としてしよっておると思うのです。そういうものを見のがすわけにはいかなと思うのですが、いかがですか。

○一乗参考人 おっしゃいますように、山村地帯とか生産力のない地帯に對して、協同組合の事業分量からいいますと、数字的な事業分量の上らないところはあります。しかしそういうおくれた地帯こそ資本主義の波にまかしておけないので、協同組合のやる仕事があると思うのです。その指導者によつて、同じような地帯でも、隣り村が優良組合で、隣り村の組合が優良でないという事例がたくさんあります。しかしそうはいいません、今おっしゃいますように、客観的には自力だけの経営の責任ではなくて、ほかにも責任があるとも言えるかもしれません。が、私も当事者としては、少くとも経営の問題、指導者の問題、そうして全国的にこういふふうなさまざまな状態になれば、われわれ中央機関におるもの特に責任を感じるというふうな考え方でおるわけでございます。やはりその方を相当強調していただきたいと思います。人により、やり方によつて、同じ村でだめだったものでも、一人い組合が出てきたために、急に二、三年の間によくなったという事例はいくらあるわけですか。

○吉川(久)委員 関連して一乗さんに一つお尋ねをしたいと思います。今あなたの組合金融の考え方を伺ったのですが、考え方はおっしゃる通りなんです。非常にけっこうでございます。またそうなくてはならないと思います。ここにおられる農林水産委員の皆さんが、例外なしにあなたの考え方には共鳴しますけれども、実際やっていると、この、現実の組合金融のやり方がまったく矛盾している。このやり方にみな非常な不満を持ち、あなたのせつ

かのお答えでございましたけれども、疑問を持っています。具体的にな例をあげるとおっしゃれば限らないくらいでございます。しかしそれをあげた時間がございませぬから、一々あげません。が、みんなの疑惑と不満をなくするようにするためには、単に考えただけでなしに、何らか具体的にこうやらなければならぬのだ、やりますということを伺わないと、われわれは納得ができません。でございます。一つその点を伺いたい。

○一乗参考人 最初から申し上げておきます通り、この機会にわれわれがよく自己反省をしなければならぬと申し上げておるわけでございます。ですからこの席では簡単に御得心を願えないと思ひます。やはり時間をかけて、ほんとうに言う通りに少しずつでも進んでいくかどうかということ御批判願ひませんと、弁解しただけでは御了解願えないことと存じます。

○芳賀委員 先ほど一乗さんは、資本主義云々という話をされたんですが、協同組合は資本主義の権力機構、いわゆる経済機構の中において協同組合は繁榮できるとか、健全化できるとかいうふうな、そういう甘い考えの上に立っておるのですか。さつきあなたはそんなようなことを言われましたが、その点はどうですか。

○一乗参考人 協同組合の運営においては普通の資本主義そのものの企業体におけるような営利主義、弱肉強食はいけぬ。弱肉強食という言葉は古いですが、あなたのおっしゃったような、弱い者を強い者が助けていくという気持を表明していかなければならぬ。かといって自分を殺してしま

まうわけにもいきませんけれども、そういう気持を相当強くやっていかなければできないということをお願いいたします。でありまして、資本主義の権力云々という言葉で触れたわけではございません。

○芳賀委員 一乗さん、あなた方は全国の協同組合を預っているのですから、全国の協同組合の理念に徹しなればいけないとか、そういうことを言っている人たちが、一番大事な点についてあえて触れようとしなくて、どうして今後全国の協同組合をしつかりしたものにするか。そのために農政活動が必要であるとか、指導をやらなければならぬとか、指導をやらなければならぬのですか。今日のうちにこういう矛盾した納得のできない経済機構の中において日本農業が圧迫されておるわけですから、それに対抗することができなくても、せめてレジスタンスとして抵抗するくらいは力が必要ではないかじゃないですか。そのために農政活動が必要になってくるのではないですか。今後協同組合が農政活動を必要とするならば、どこに農政活動の基点を置くわけですか。

○一乗参考人 農政活動といいませんが、経営から申しまして、要するに協同組合は、資本主義の社会においては、一人々々の農民が資本主義の荒波の中ではやっていけないから、全国の

農民が一人かたまりになってやらなければいかぬじゃないか。今労働者だって全国的に組織ができております。経営者は経営者でそれぞれ組織を作っておる。ひとり農民だけが村ごとの組合、県ごとの連合会、そう程度じゃいけない。昔のある産業組合発達時において、明治の時代においては、農村における商業資本、高利貸資本というものの対抗するものでしたから、村の組合だけでも相当の意味がありましたけれども、今日の独占資本主義といわれる段階においては、農民を全国的に結集しなければならぬ。そういう点でやはり協同組合の経営論も相当時代に合うように直さなければいかぬということ痛切に感じておるわけでございます。ここまでは簡単に御賛成願えるような議論が、そう簡単にできるものではないと思ひますので、御了解願ひたいのです。

○芳賀委員 その点はその程度にして……あとは最近の傾向を見ると、全国的に協同組合の不振の原因の一つに資金の固定化というのがある。これも否定できないわけですね。これは昭和二十八年ごろから、全国的な災害が毎年のように多発することによって特に顕著になってきておる。一方においては、むしろ負債の整理とか負債処理という段階を一つくぐらなければ、ただ単に経営の健全化だけでは済まぬような段階に來ておると思うのですが、これをやる場合においても、当然貧弱な協同組合のみずからの力では何ともできないわけですね。あるいはその地域の信連でもこれはできないと思う。そういう場合においては、やはり中央金庫のごときが今までの経営方針を一擲して、

もう少し真剣にあなたの高説の中に
あるように、中金の持ついわゆる資
金力を弱小組合の健全化のために有機
的に運用するという具体的な、明確な
方策というものは確立されておられな
ければならぬと思うのですが、そういう
点に対しては具体的な方策があるわけ
ですか。

○一審参考人 方策でなくとも、実行
すればいいことでございますし、今の
金庫法なり何なりでそれをやるよう
になつておる、やらなければならぬよ
うな立場におるわけです。皆さんのお
しかりによって、常に御鞭撻をいただ
いてやらなければだめなんです。やれ
ばいい、すぐできることなんです。(何
もやっていないじゃないか)と呼ぶ者
あり)やるように努力いたします。

○芳賀委員 やればいいというけれど
も、今まではやっておらなかったとい
うことなんですか。これからやるとい
うことなんですか。やればいいという
自信があるということは、今までは
やっていなかったけれども、これから
はやるという反省の上に立った、やれ
ばいいということですか。

○一審参考人 今までは全然やっていな
かったわけではないのですけれども、
やはりあらゆる機会に、皆さんの御忠
告なり御批判のあったときに、さらに
一段とその覚悟を新たにしてやる必要
があるということをお願いしたわけ
で、今まで必ずしも努力してはなかつ
たとも言えません。

○芳賀委員 最後に全中の森川さん、
これはあなたの方の会長の御見さんに
聞くはずですが、先般全国の農協の組
合長大会なるものがあつた。あのとき
本委員会の各委員諸君は敬意を表して

ほとんど出席したわけですが。私もが
奇異な感じを受けたことは、大会が成
立して、議長がこういう発言をしたわ
けです。今祝辞を受けることになつて
おるのですけれども、予定した来賓が
お見えになりませんので、祝辞はあと
でいただきます。そういう場合、われ
れは予定された来賓であつたかどう
かということですか。これは正式な文書
によるところの招待状を受けておる、

○村松委員長 芳賀君、芳賀君、問題
外にわたらぬように願います。
○芳賀委員 祝辞を賜わりたい。われ
れは来賓ですから、祝辞をやらすと
かやらぬとか、そういうことのは非
ではない。われわれは予定された来賓
として大会に敬意を表して出席した。

○村松委員長 問題外にわたらぬよ
うに……
○芳賀委員 予定した来賓が出席して
おりませんから、祝辞はあとでやりま
すというような、ああいう司会者の言
辞というものは全く了解に苦しむわ
けです。何のためにわれわれに對してそ
ういう招待状を出されたか。その点は
会長から聞かなければわからぬです

○森川参考人 荷見会長公務がありま
して、きのう突然のお話でございまし
たから、きょうちょっと出られなかつ
たのですが、大会のことにつきまして
のお話でございしますけれども、祝辞を
いただく方をそれぞれ最初から予定い
たして大会をやる——いろいろな時間の

制約その他もありましたので、ああい
うことになつたので、来賓として御招
待申し上げた方にそういう非礼をする
という考えは決してないのでありまし
て、ちょうど祝辞は衆参の農林水産委
員長さんにお願ひをするということだ
と予定してあつた、そういういきさつで
ございしますから、御了承願ひと思い
ます。

○赤路委員 一審さんにちょっとお尋
ねいたします。三月十三日に参議院の
農林水産委員会へ理事長の湯河さんが
参考人として出ておられまして、その
ときにそれぞれ農中の金融のあり方
について意見を述べておられます。その
第一点は、農林水産業の季節的性格か
ら資金源も資金需要も減退するという
こと、第二は資金コストが非常に高く
なるので、本来の組合金融として農林
漁業の面にそれを貸し付けることに
ついては非常にやりにくいということ、

第三点は、金を集めても農山漁村の方
になかなか運用できない悩みがあり、
その結果心ならずも余裕金になる。そ
れが系統外に運用されるということに
なつてきた。第四点は、本来預金を集
めておきながら、それら系統の預金は
農山漁村に還元すべきものであると考
えながらもそれができないことは非常
に心苦しい。集約すると大体この四
点のことを言っておられる。従つて農林
中金の在来の資金運用に非常に欠陥が
あるということと理事長みずから認め
られておると思う。今までの一審さ
んの各委員からの質問に対する御答弁
を聞いておきますと、反省という言葉
がよく出てきておる。理事長みずから
がこの資金運用の欠陥を十分認め、理
事としての一審さんもこれを認めてお

られるから、反省する、組合金融を正
しい方向に持っていくということをお
っしゃつておられるのだと思う。
今吉川委員からも話がありました。が、
反省をする、こういうような運用に欠
陥があるということを理事長も認め、
あなたもお認めになつておるが、一向
に具体的な線が出ていないと思う。私
たちが知りたいというのは、そういう
ような、今まではどうであつた、反省
しているのだというところでなしに今後
具体的にどうしてこの組合金融を正常
なものにするかという、このことを聞
きたい。それを今吉川さんも言われた
と思う。そこで何か具体的に一点出さ
なければならぬか御返答もできないと
思いますが、同じ日に鈴木勇造さんが
やはり参考人として出ておられる。そ
の鈴木さんの言葉では、今日単協が二
万円程度の出資金だとすると、どうあ
らうともその一割、二十万円をこえる
ような貸し出しはできないという規定
になつておる。そうすると単協は出資
金の一割しか貸せないという状態であ
る。一方でそういう形でこの貸し出し
を押えておる他面において、いろいろ
な形でもつて預金吸収をやつておる。
そうなつてくると貸し出しは規制する
わ、預金吸収はどんどんするわで余裕
金が出る。余裕金をそのまま置いてお
くわけにいかないから、当然何らかの
形で回していかなければならぬ、従つ
てそれが系統外機関へ流れていく、こ
ういうのが現在の実情ではないか。こ
ういうことに対して一体どういうふう
にされようとするのか、このままの状
態で貸し出しを押えているのかどう
か、これが一点。

もう一つは予約特配の廃止、これを

おやりになると、そのしわ寄せが信連
の窓口にくる。このことはサービスが
落ちていき、また経営自体にも現在の
段階においては大きな影響を及ぼすこ
とになる。結論からいくと余裕金がで
きて、それをますますふくらしてい
き、しかも末端の方ではそのことのた
めに困る、こういうふうなことが出て
くると思う。この二点について具体的
にどういうふうにお考えになつておる
か、この点をお聞きしておきたいと思
います。

○一審参考人 理事長からも話があつ
たそうでございしますが、やはり私の方
まで系統的に上つてくる預かり金の利
息をどうしても下げませんと、その資
金を高く運用しなければならぬ。高く
運用しなければならぬということにな
ると農村の方に消化することの努力よ
りも農村以外にやつた方が手とり早
いことになりまして、どうしてもそ
ういうおそれがあるわけでありませ
う。どうしても根本的には系統間の預金の
利息を下げる方向に努力しなければなら
ぬ。それは目先信連の経営、ひいて
は単協の経営も苦しくなりますけれど
も、それをできるだけしんぼうして金
を余裕金にしない。余裕金にして系統
に上げてくるのが能くないから、村
で集まつた金は村の中で貸付金として
消化しますと、余裕金の量は總体的に
減ります。そうすると余裕金の利率は
安くて組合の経営は成り立つてい
く、こういう意味で、これからの農村
事情から見ても、日本経済全体の事情
から見ても、従来のように組合金融が
農村の金を吸い上げて系統から外へ出
していくポンプの作用をしておつたの
を、まず村で組合までは吸い上げる

おやりになると、そのしわ寄せが信連
の窓口にくる。このことはサービスが
落ちていき、また経営自体にも現在の
段階においては大きな影響を及ぼすこ
とになる。結論からいくと余裕金がで
きて、それをますますふくらしてい
き、しかも末端の方ではそのことのた
めに困る、こういうふうなことが出て
くると思う。この二点について具体的
にどういうふうにお考えになつておる
か、この点をお聞きしておきたいと思
います。

○一審参考人 理事長からも話があつ
たそうでございしますが、やはり私の方
まで系統的に上つてくる預かり金の利
息をどうしても下げませんと、その資
金を高く運用しなければならぬ。高く
運用しなければならぬということにな
ると農村の方に消化することの努力よ
りも農村以外にやつた方が手とり早
いことになりまして、どうしてもそ
ういうおそれがあるわけでありませ
う。どうしても根本的には系統間の預金の
利息を下げる方向に努力しなければなら
ぬ。それは目先信連の経営、ひいて
は単協の経営も苦しくなりますけれど
も、それをできるだけしんぼうして金
を余裕金にしない。余裕金にして系統
に上げてくるのが能くないから、村
で集まつた金は村の中で貸付金として
消化しますと、余裕金の量は總体的に
減ります。そうすると余裕金の利率は
安くて組合の経営は成り立つてい
く、こういう意味で、これからの農村
事情から見ても、日本経済全体の事情
から見ても、従来のように組合金融が
農村の金を吸い上げて系統から外へ出
していくポンプの作用をしておつたの
を、まず村で組合までは吸い上げる

おやりになると、そのしわ寄せが信連
の窓口にくる。このことはサービスが
落ちていき、また経営自体にも現在の
段階においては大きな影響を及ぼすこ
とになる。結論からいくと余裕金がで
きて、それをますますふくらしてい
き、しかも末端の方ではそのことのた
めに困る、こういうふうなことが出て
くると思う。この二点について具体的
にどういうふうにお考えになつておる
か、この点をお聞きしておきたいと思
います。

おやりになると、そのしわ寄せが信連
の窓口にくる。このことはサービスが
落ちていき、また経営自体にも現在の
段階においては大きな影響を及ぼすこ
とになる。結論からいくと余裕金がで
きて、それをますますふくらしてい
き、しかも末端の方ではそのことのた
めに困る、こういうふうなことが出て
くると思う。この二点について具体的
にどういうふうにお考えになつておる
か、この点をお聞きしておきたいと思
います。

れども、それはできるだけ村内で消化する方向に努力して、余剰金の額と資金量全体の中における量を一概とか五%とかいうようにしていきますと、利息を下げて組合の経営に支障がないということです。ですから当分の間私の方は積極的に預かり金の利息を下げる、しかしこれは緩急よろしきを得ませんと、肝心の角をためて牛を殺す結果になりますから、一面において信連も貸付に努力する、単協の方も努力をする、そういうことをやりますと金庫へ上ってくる金は少くなる。理屈の上では少くなくても金庫のための農協じゃないわけですから、極端に言えば金庫が要らなくなってもいいわけであります。そういう意味で……

○赤路委員 今の一楽さんのお話もつともだと思えます。あなたが今ここでおっしゃったように、今その辺から大分いろいろ意見が出ております。言うだけでは何にもならぬ。今までのつと委員会へ金融機関の諸君に御出席を願ってお話を申し上げますと、もつともなことをおっしゃる、もつともなことをおっしゃるのだが、その場限り、これは非常に遺憾である。だから今一楽さんのおっしゃったように、一応この特配を出さないということになれば、そのこと自身あなたがお認めになるように、これは末端へしわ寄せされる。それをカバーしていくということはやはり何といつても末端において必要な量のものを貸し付ける。そうして回転を早くやっていくことでなければならぬと思えます。従って今おっしゃるように、余剰金があるパーセンテージを押えて、それ以上出さないという努力が将来なされて、それが末端の方へ融資されるということをやつていただかなければならぬと思えます。そこで先ほど仰つしやるように、農林中金は市中銀行ではない、コマーシャル・ベースの上に乗った金融をやられては困る、ある程度の危険は伴う、それを十分一つ御考慮の上に将来の金融においては、この場限りでなく、今おっしゃったことを確実に実行していただきたい。こういうふうに着望だけ申し上げます。

○一楽参考人 よくわかりました。おききたいのであります。先ほど神田さんからもお話があったようでありますが、全国の不振組合の中において、その不振の生ずる原因、これにはいろいろあるうと思えますが、その点御記憶を持っておられましたならば、大ざっぱにお答え願いたいと思えます。

○安藤委員 ちよつと森川さんに伺っておきたいのであります。先ほど神田さんからもお話があったようでありますが、全国の不振組合の中において、その不振の生ずる原因、これにはいろいろあるうと思えますが、その点御記憶を持っておられましたならば、大ざっぱにお答え願いたいと思えます。

○森川参考人 単協の不振の原因につきましては御指摘がありましたがおそらくそれぞれが全部関連しているうであります。直接の原因はいろいろありといえども、その問題については、無能力な問題もありすけれども、しかし無能力なら無能力にやっておればよかったのに、そこへまた商業主義が入ってきたので、これが一層紛糾したということがあると、これが一層紛糾したということがあります。今御指摘の不振の原因は、それそれ関連しているうに考えるのであります。

○赤路委員 今の一楽さんのお話もつともだと思えます。あなたが今ここでおっしゃったように、今その辺から大分いろいろ意見が出ております。言うだけでは何にもならぬ。今までのつと委員会へ金融機関の諸君に御出席を願ってお話を申し上げますと、もつともなことをおっしゃる、もつともなことをおっしゃるのだが、その場限り、これは非常に遺憾である。だから今一楽さんのおっしゃったように、一応この特配を出さないということになれば、そのこと自身あなたがお認めになるように、これは末端へしわ寄せされる。それをカバーしていくということはやはり何といつても末端において必要な量のものを貸し付ける。そうして回転を早くやっていくことでなければならぬと思えます。従って今おっしゃるように、余剰金があるパーセンテージを押えて、それ以上出さないという努力が将来なされて、それが末端の方へ融資されるということをやつていただかなければならぬと思えます。そこで先ほど仰つしやるように、農林中金は市中銀行ではない、コマーシャル・ベースの上に乗った金融をやられては困る、ある程度の危険は伴う、それを十分一つ御考慮の上に将来の金融においては、この場限りでなく、今おっしゃったことを確実に実行していただきたい。こういうふうに着望だけ申し上げます。

○一楽参考人 よくわかりました。おききたいのであります。先ほど神田さんからもお話があったようでありますが、全国の不振組合の中において、その不振の生ずる原因、これにはいろいろあるうと思えますが、その点御記憶を持っておられましたならば、大ざっぱにお答え願いたいと思えます。

○安藤委員 ちよつと森川さんに伺っておきたいのであります。先ほど神田さんからもお話があったようでありますが、全国の不振組合の中において、その不振の生ずる原因、これにはいろいろあるうと思えますが、その点御記憶を持っておられましたならば、大ざっぱにお答え願いたいと思えます。

○森川参考人 単協の不振の原因につきましては御指摘がありましたがおそらくそれぞれが全部関連しているうであります。直接の原因はいろいろありといえども、その問題については、無能力な問題もありすけれども、しかし無能力なら無能力にやっておればよかったのに、そこへまた商業主義が入ってきたので、これが一層紛糾したということがあると、これが一層紛糾したということがあります。今御指摘の不振の原因は、それそれ関連しているうに考えるのであります。

○安藤委員 第一の不振の原因についてはもう少し詳しい御説明があるの

がある。しかもその不振の原因は、今御指摘になったようなことがそれぞれ重なり合つておるといふふうにはわれわれは考えております。この点につきましては、県連の場合におきましては、整備促進法の制定によりまして県連の再建整備促進をやる場合に、十分反省もし、また検討も加えまして、非常に峻厳にこの点を遂行して事業運営をやつておるのであります。従って今後におきましては、この原則に基き限りは、今言いましたような不振の原因は、この面から除かれていくというように考えておるのであります。従いまして、単位協同組合の不振の場合につきましては、整備促進法のあの考え方よりまして、個々の組合のケースによりまして事情が違ふと思ひますが、やはり個別に今言いましたような原則をもつてわれわれは整備計画を立てていくことではないかなと思ひます。従つて結論としましては、ただいま御指摘になりましたように、商業主義とか営業主義とかいろいろございまして、組合は運動体であるというところを見ることができないのであります。運動体と云うことは、運動と云うこと、この精神を度外視しての組合の経営もまたあり得ないのでございします。従いまして、商業主義は断じてとるべきじゃない。もしも商業主義でなければ組合が経営されないということならば、それは組合は解散すべきである。あくまでも組合員のほんとうの盛り上るところの協同の意識によつて、組合が再建されるまでその組合は解散するのが至当である。そこまでの覚悟がなければ

○赤路委員 今の一楽さんのお話もつともだと思えます。あなたが今ここでおっしゃったように、今その辺から大分いろいろ意見が出ております。言うだけでは何にもならぬ。今までのつと委員会へ金融機関の諸君に御出席を願ってお話を申し上げますと、もつともなことをおっしゃる、もつともなことをおっしゃるのだが、その場限り、これは非常に遺憾である。だから今一楽さんのおっしゃったように、一応この特配を出さないということになれば、そのこと自身あなたがお認めになるように、これは末端へしわ寄せされる。それをカバーしていくということはやはり何といつても末端において必要な量のものを貸し付ける。そうして回転を早くやっていくことでなければならぬと思えます。従って今おっしゃるように、余剰金があるパーセンテージを押えて、それ以上出さないという努力が将来なされて、それが末端の方へ融資されるということをやつていただかなければならぬと思えます。そこで先ほど仰つしやるように、農林中金は市中銀行ではない、コマーシャル・ベースの上に乗った金融をやられては困る、ある程度の危険は伴う、それを十分一つ御考慮の上に将来の金融においては、この場限りでなく、今おっしゃったことを確実に実行していただきたい。こういうふうに着望だけ申し上げます。

○一楽参考人 よくわかりました。おききたいのであります。先ほど神田さんからもお話があったようでありますが、全国の不振組合の中において、その不振の生ずる原因、これにはいろいろあるうと思えますが、その点御記憶を持っておられましたならば、大ざっぱにお答え願いたいと思えます。

○安藤委員 ちよつと森川さんに伺っておきたいのであります。先ほど神田さんからもお話があったようでありますが、全国の不振組合の中において、その不振の生ずる原因、これにはいろいろあるうと思えますが、その点御記憶を持っておられましたならば、大ざっぱにお答え願いたいと思えます。

○森川参考人 単協の不振の原因につきましては御指摘がありましたがおそらくそれぞれが全部関連しているうであります。直接の原因はいろいろありといえども、その問題については、無能力な問題もありすけれども、しかし無能力なら無能力にやっておればよかったのに、そこへまた商業主義が入ってきたので、これが一層紛糾したということがあると、これが一層紛糾したということがあります。今御指摘の不振の原因は、それそれ関連しているうに考えるのであります。

じゃないかと思いましたが、きょうはそのことを予定されておいでにならなかったでしようから、これ以上お尋ねするのは無理だろうと思ひます。

第二の組合精神に徹した運動体としてのあり方という御主張に対しては、まことに同感共鳴いたすものであります。ただその間、往々にしてこういって運動の仕方というものが、もとより農民それ自体の意識の低さにも大きな原因がありますけれども、組合役員だけが独走し、組合員との間が遊離する傾向はないか、こういうことを多分に私は現実の姿において見ておる。この点は将来とも十分に御注意願つていかなければならぬ。ほんとうに梅田雲浜のごとき気持において役員にやっていただけじゃけつこうでありますけれども、ただ農村以外におけるところのつけ焼刃的なインテリに墮してしまつて、計画と理論を述べることだけは達者であるけれども、手は白魚のごとくなつてしまつて、従つて日々の生活、日々のものの考え方、百姓の暮らし寒さに対する感じ方と、役員諸君の感ぜられる感じ方との間に大きな開きが出てくる姿があるのじゃないか。これが現状におけるところの日本の組合運動の不振の大きな原因をなしております。はしないかと私は思うのであります。その点につきましてどのようにお考えになつておりますか。

○森川参事人 御指摘の点は常にわれわれは相戒めておるのでございまして、ただいま申し上げましたように、運動体であるということにおいて、やはり組合運動に携わる者は、そういう意味において反省をし、また努力をしていかなければならぬというふうにか

えておるのであります。当然役員は組合から遊離してはあり得ないのでございまして、今言ひましたわれわれの考えを遂行するためには、一層御指摘の点に徹してやるということではなからぬ、こういうふうにかえております。

○村松委員長 午後一時に再開することとして、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時九分再開

○村松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昨二十二日付託になりました足立鷹郎君外三名提出、有益鳥獣の保護増進及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案を議題といたし、審査に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○村松委員長 御異議なしと認めます。

ではまず本案の趣旨について、提出者の説明を求めます。足立鷹郎君。

有益鳥獣の保護増進及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案

有益鳥獣の保護増進及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案

第一章 総則

第一条 この法律は、最近における

鳥獣事情の悪化を改善するため、有益鳥獣の保護増進と狩猟の適正化等を計画的に推進するために必要な措置及び制度を整備し、もつて農林水産資源の培養に資することを目的とする。

第二章 有益鳥獣の保護増進

及び狩猟の適正化等に関する措置

（農林大臣の定める鳥獣保護計画）

第二条 農林大臣は、中央鳥獣保護審議会の意見を聞いて、国の鳥獣保護計画を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の鳥獣保護計画を定めようとするときは、森林病虫害の発生状況を勘案しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により鳥獣保護計画を定めるときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

（都道府県知事の定める鳥獣保護計画）

第三条 都道府県知事は、前条第三項の通知を受けたときは、都道府県鳥獣保護審議会の意見を聞いて、国の鳥獣保護計画に基づき、当該都道府県の鳥獣保護計画を定めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の鳥獣保護計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥獣保護計画を作成し、これを公表し、当該鳥獣保護計画の内容について利害関係を有する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の鳥獣保護計画を定めたときは、これを農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、前項の承認を受けたときは、その鳥獣保護計画の要旨を公表しなければならない。

（事情の変更による鳥獣保護計画の変更）

第四条 農林大臣又は都道府県知事は、国又は当該都道府県の鳥獣保護計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ鳥獣保護計画を定める場合の例により、その定めた鳥獣保護計画を変更することができる。

（鳥獣保護計画の内容）

第五条 鳥獣保護計画は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一 有益鳥獣の保護増進に関する事項

二 狩猟の適正化等に関する事項

三 愛鳥思想等の普及発達に関する事項

四 有害鳥獣の駆除に関する事項

（鳥獣保護計画の実現）

第六条 国及び地方公共団体は、第二条から前条までに規定する鳥獣保護計画の内容の実現に努めなければならない。

2 猟友会は、前項の鳥獣保護計画の内容の実現について、国及び地方公共団体に協力しなければならない。

（鳥獣保護計画実施の予算）

第七条 政府は、鳥獣保護計画を実施するため、予算の範囲内で、地方公共団体、猟友会その他の団体に對し、補助金を交付することができる。

2 都道府県は、毎年度、少くとも狩猟法（大正七年法律第三十二号）第八条の規定により納付を受くべき手数料の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百三十六条から第二百五十八条

までの規定により徴収すべき狩猟者税の額の合計額に都道府県ごとに政令で定める率を乗じて得た額に相当する金額を当該都道府県の鳥獣保護計画を実施する経費として予算に計上しなければならない。

3 前項の手数料の額及び狩猟者税の額の算出については、当該年度の予算金額によるものとする。

（狩猟者試験）

第八条 狩猟法による狩猟免許又は狩猟登録は、同法第四条の規定にかかわらず、農林省令で定めるところにより、それぞれ都道府県知事の行う狩猟者試験に合格した者でなければ、これを受けることができない。ただし、すでに狩猟免許を受けたことがある者があらたに狩猟免許を受けようとする場合又はすでに狩猟登録を受けたことがある者があらたに狩猟登録を受けようとする場合は、この限りでない。

（狩猟免許等の数の制限）

第九条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、狩猟法第四条及び前条の規定にかかわらず、都道府県知事に對し、狩猟免許又は狩猟登録の数を制限することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧告を受けたときは、狩猟法第四条及び前条の規定にかかわらず、当該勧告の範囲内において、狩猟免許又は狩猟登録の数を制限することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定に

より狩猟免許又は狩猟登録の数を制限する場合には、狩猟免許又は狩猟登録の申請の順位その他を考慮して公正な方法で行わなければならない。

4 農林大臣又は都道府県知事は、

第一項の規定による勧告又は第二項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その内容につき、全国猟友会又は都道府県猟友会の意見を聞かなければならない。

(狩猟鳥獣の所持の制限)

第十条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、中央鳥獣保護審議会の意見を聞いて、農林省令で、所持することができず狩猟鳥獣の種類及び数量を制限することができる。ただし、狩猟法第十二条及び第十三条に規定する場合を除く。

(猟区の管理及び経営の委任)

第十一条 国又は地方公共団体は、鳥獣保護計画を実施するため必要があると認めるときは、その設定に係る猟区の管理及び経営を猟友会に委任することができる。

2 猟友会は、前項の委任を受けたときは、狩猟法第十八条の規定の適用については、猟区設定者となる。

(入猟承認料の納付)

第十二条 前条第一項の規定により猟区の管理及び経営の委任を受けた猟友会は、入猟規程の定めるところにより入猟承認料を徴収した場合において、農林省で定めるところにより、当該猟区の管理及び

経営に必要な経費を差し引いてなお残額があるときは、当該猟区の管理及び経営を委任した国又は地方公共団体にこれを納付しなければならない。

(猟友会の協力)

第十三条 農林大臣又は都道府県知事は、猟友会をして狩猟に関する法令の普及及びその違反防止その他狩猟に関する法令の実施について協力させることができる。

(狩猟免状の下付等の理由機関)

第十四条 狩猟法及びこれに基づく命令に規定する狩猟免状又は狩猟登録票の下付又は交付及び狩猟免状又は狩猟登録票の返納については、当該都道府県の都道府県猟友会を経由して行うものとする。ただし、当該都道府県に都道府県猟友会が設置されていない場合は、この限りでない。

2 都道府県猟友会は、前項の場合における事務の処理に関しては、当該行政庁の指示に従わなければならない。

(猟友会の役員及び身分)

第十五条 猟友会の役員及び職員は、第十一条及び前条の事務の執行に關し、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(猟友会に対する交付金)

第十六条 国又は地方公共団体は、第十一条及び第十三条に規定する事業及び事務を猟友会に行わせる場合には、予算の範囲内で、これに必要な経費の全部又は一部を当該猟友会に交付することができる。

2 国は、都道府県猟友会に対し、第十四条の規定による事務を行うのに必要な経費を交付しなければならない。

第三章 中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会

(中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の設置及び権限)

第十七条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他鳥獣及び狩猟に関する重要事項を調査審議するため、農林省に中央鳥獣保護審議会を、都道府県に都道府県鳥獣保護審議会を置く。

2 中央鳥獣保護審議会は、鳥獣及び狩猟に関する重要事項につき、農林大臣の諮問に答え、又は関係行政機関に対し意見を申し出ることができる。

3 都道府県鳥獣保護審議会は、鳥獣及び狩猟に関する重要事項につき、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に対し意見を申し出ることができる。

(中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の組織等)

第十八条 中央鳥獣保護審議会は、農林大臣の任命する次の各号に掲げる委員十八人以内で組織する。

- 一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 二人
- 二 参議院議員の中から参議院が指名した者 一人
- 三 自治庁、大蔵省、文部省、厚生省及び農林省の職員各一人
- 四 都道府県知事 二人
- 五 猟友会の役員 一人

六 猟友会以外の鳥獣保護団体の役員 一人

七 林業者の団体、農業者の団体及び漁業者の団体の役員 各一人

八 鳥獣及び狩猟に關し学識経験を有する者 三人以内

2 専門の事項を調査審議させるために、中央鳥獣保護審議会に、専門委員を置くことができる。

3 都道府県鳥獣保護審議会は、都道府県知事の任命する次の各号に掲げる委員九人以内で組織する。

- 一 都道府県の職員 一人
- 二 市町村長 二人
- 三 都道府県猟友会の役員並びに林業者の団体、農業者の団体及び漁業者の団体の役員 各一人
- 四 鳥獣及び狩猟に關し学識経験を有する者 二人以内

4 前条及び前各項に定めるもののほか、中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の組織、議事及び運営等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 猟友会

(目的)

第十九条 猟友会は、会員の自主的組織により有益鳥獣の保護増殖と狩猟の適正化に努めるとともに会員の品位の保持、指導連絡を図り、もつて狩猟行政の円滑な実施に資することを目的とする。

(猟友会の種類)

第二十条 猟友会は、都道府県猟友会及び全国猟友会とする。

(猟友会の名称)

第二十一条 猟友会の名称中には、

都道府県猟友会又は全国猟友会という文字を用いなければならない。

2 猟友会でないものは、その名称中に都道府県猟友会又は全国猟友会という文字を用いてはならない。

(法人格及び住所)

第二十二条 猟友会は、法人とする。

2 猟友会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十三条 猟友会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の基準となる区域)

第二十四条 都道府県猟友会は、都道府県の区域ごとに一個を限り設立することができる。

2 都道府県猟友会は、必要な地に支部を設けることができる。

3 全国猟友会は、全国の区域に一個を限り設立することができる。

(事業)

第二十五条 都道府県猟友会は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 狩猟に関する法令の普及を図るとともにその違反防止その他法令の実施について行政庁に協力すること。

二 第十四条に規定する狩猟免状又は狩猟登録票の下付又は交付及び狩猟免状又は狩猟登録票の

返納に関する事務を行うこと。

三 国又は地方公共団体の委任を受けて猟区の管理及び経営を行うこと。

四 有益鳥獣の保護増殖及び有害鳥獣の駆除を行うこと。

五 火災及び銃器の操法その他危険防止に関する知識の普及を図ること。

六 射撃場の経営を行うこと。

七 猟法、猟具及び猟犬の改良を図ること。

八 狩猟道徳の向上を図ること。

九 鳥獣及び狩猟に関する調査研究並びに情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

十 会員相互の連絡互助に関すること。

十一 前各号の事業に附帯する事業

2 全国猟友会は、前項第一号及び第三号から第九号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業のほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 鳥獣及び狩猟に関する重要事項について意見を公表し、又は関係行政庁に具申し若しくは建議すること。

二 鳥獣及び狩猟に関し行政庁の諮問に応じて答申すること。

三 都道府県猟友会の事業及び経営の指導を行うこと。

四 都道府県猟友会の監査を行うこと。

(会員の資格)

第二十六条 都道府県猟友会の会員たる資格を有する者は、当該都道府県猟友会の区域内に住所を有する者であつて次の各号に掲げるものとする。

一 狩猟法第四条の規定により都道府県知事の狩猟免許又は狩猟登録を受けた者

二 第八条の規定により狩猟者試験に合格した者

三 狩猟に関し学識経験を有する者

四 その他定款で定める者

2 全国猟友会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県猟友会

二 都道府県猟友会の会員たる資格を有する者

三 その他定款で定める者

(加入の自由)

第二十七条 会員たる資格を有する者が猟友会に加入しようとするときは、猟友会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(定款に記載すべき事項)

第二十八条 猟友会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称及び事務所の所在地

三 地区

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 總會に関する規定

六 会費及び経費の賦課に関する規定

七 会計及び資産に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(設立)

第二十九条 猟友会の設立については、定款及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期)

第三十条 猟友会は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。

(監督)

第三十一条 農林大臣は、猟友会の、都道府県知事は当該都道府県の都道府県猟友会の事業の健全な運営を確保するため、当該猟友会の業務又は会計に関し監督上必要な指示をすることが出来る。

2 農林大臣は、猟友会の業務又は会計が法令、法令に基いて行われる行政の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該猟友会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることが出来る。

3 農林大臣は、猟友会が前項の命令に従わないときは、役員の変更を命ずることが出来る。

(猟友会に関する事項の政令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、猟友会の組織、運営、設立、解散、清算及び監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十三条 第十条の規定による鳥獣所持の制限に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第一項の表中「農林省」を「中央農林省」と改定する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第一項の表中「農林省」を「中央農林省」と改定する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第一項の表中「農林省」を「中央農林省」と改定する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第一項の表中「農林省」を「中央農林省」と改定する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

中央農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

めるとともに、他方では、鳥獣保護区の設定と保護区内における営巣、給水、給餌等の保護施設の設置等、鳥獣の保護育成のための施設を講じ得ますように措置いたしましたことは、各位のすでに十分に御承知のところでございます。

しかるに現状を観察いたしますに、これらの措置にかかわらず鳥獣減少の趨勢は一向に衰えないのみならず、このままに推移いたしますならば、鳥獣資源の枯渇は結局おそれるべき事態にまで立ち至るであろうことが憂えられるのであります。この際鳥獣保護行政の上におきまして、新生面を開くことが必要であると痛感いたすものでございます。しかして、このように鳥獣が激減しました原因を探究いたしますに、近年の天候異常、農薬による被害または過去における森林の過伐乱伐や、都市の膨張に基づく棲息条件の変化等、人為的及び自然事情は経済、文化の発達に伴って真にやむを得ない事情によるところもあるものではあります。一面、中央、地方における総合的かつ計画的な保護増殖計画の樹立とこれに対する予算措置等、積極的な実行面にも欠ける点がありましたことを否定できないと思ひます。他面、鳥獣ないしは狩猟についての教育、普及宣伝、啓蒙等の指導面の努力の不足があり、あるいは法令上の不備または取締りの不徹底に乘じて乱獲が行われておりますこともまた事実であると存するものであります。よって私もいたしましては、自然界における鳥獣の減少が、国民生活における鳥獣の減少と同時に、農林水産資源に与える影響も少くない点に思いをいたし、こ

の悪化した事態をすみやかに改善いたしますために、国、地方公共団体及び鳥獣に關係のある諸団体が、独自にあるいは相互に協力して、有益鳥獣の保護増殖と狩猟の適正化、狩猟道義の高揚等を推進すべく、これがために必要な措置及び制度を整備いたさんとして、ここにこの法律案を提出したのであります。以下要約してその内容を御説明申し上げます。

まず、農林大臣及び都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護審議会の意見を聞いて、有益鳥獣の保護増殖、狩猟の適正化、愛鳥思想の普及発達、有害鳥獣の駆除等を内容とする鳥獣保護計画を定め、国及び地方公共団体は、その実現に努めるとともに、これらの計画の実施に必要とする経費について規定いたしてあります。このこととも関連いたしまして、鳥獣及び狩猟に関する重要事項を調査審議するために、農林省に中央鳥獣保護審議会を、都道府県に都道府県鳥獣保護審議会を設けることにいたしました。

次に、狩猟の適正化をはかりましたために、現行狩猟法に対してこの際若干の特例的な規定を設けることにいたしてありますが、そのおもなるものを申し上げます。

その一つは、初めて狩猟免許及び狩猟登録を受ける者に対して、教育的意味を持つ狩猟者試験を課することとした点であります。

その二は、農林大臣は、都道府県知事に對して、狩猟免許または狩猟登録の数の制限を勧告し、都道府県知事は、勧告の範囲内で免許または登録の制限を行うことができることとした点

であります。

その三は、猟友会をして国または地方公共団体の行う猟政に協力させその専門的知識の活用をはかりますために、猟区の管理経営の委任、法令の普及、その違反防止への協力、狩猟免許の下付等の事務の委任等ができる道を開いた点であります。

最後に、猟友会員の自主的組織によりまして有益鳥獣の保護増殖と狩猟の適正化に努めさせますとともに、会員の品位の保持、指導連絡をはかり、もって狩猟行政の円滑な実施に資せしめる目的をもつて、全国猟友会及び都道府県猟友会の設置及びその定款、業務等について規定することにいたしましたのであります。なお猟友会以外の団体に對しても愛鳥思想の普及等の事業を奨励し、助成することができることにいたしましたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由及び内容の概略であります。人類の歴史とともに長く共存共榮して参りました有益鳥獣が、戦後激減して参りました趨勢は、まことにさびしき限りでございまして、文化国家建設途上にありますわが国におきまして、この面に対する施策に欠けておりますことは遺憾なくくに存するのであります。この際賢明なる委員各位の深い御理解を賜わりますして、この悠久なる理想達成のために、大所高所に立つての御判断に基づき、何とぞ慎重御審議の上、ぜひともすみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○村松委員長 質疑は次回に譲ることにいたします。

○村松委員長 引き続き、本二十三

日付託になりました内閣提出、森林開発公団法案を議題といたし、審査に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認めます。よつて本案の趣旨について政府の説明を求めます。石谷林野庁長官。

森林開発公団法案 森林開発公団法

目次

第一章 總則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十七条)

第三章 業務(第十八条—第二十八条)

第四章 財務及び会計(第二十九条—第四十条)

第五章 監督(第四十一条—第四十二条)

第六章 雑則(第四十三条—第四十六条)

第七章 罰則(第四十七条—第四十九条)

附則

第一章 總則

第一条 森林開発公団は、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない特定の地域内の森林を急速かつ計画的に開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、余剰農産物資金融通特別会計等から資金の融通を受け、林道の開設、改良、復旧及び管理、森林の造成等の事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 森林開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京に置く。

2 公団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 公団でない者は、森林開発公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

第七条 公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公団を代表し、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは

その職務を行う。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十二条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたと

きは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

る。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の職務違反があると

き。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又みずから営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農林大臣の定める基本計画に基き、三重県、奈良県及び和歌山県並びに徳島県の区域のうち政令で定める区域内における林道の開設又は改良の事業を施行すること。

二 前号の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

三 前二号の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道の維持、修繕その他の管理を行うこと。

四 第一号の事業の施行により森林の造成の事業を行うことが経済的かつ技術的に可能となった地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行うこと。

五 前四号の事業に附帯する事業を行うこと。

2 公団は、前項に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、地方公共団体又は森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、同項第一号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行することができ

る。

3 農林大臣は、第一項第一号の基本計画を定めようとするときは、

大蔵大臣、自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(実施計画)

第十九条 公団は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しようとするときは、その路線ごとに、実施計画を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の実施計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業の施行区域に関する事項

二 事業の施行によつて利益を受けるべき土地(以下「受益地」という)の所在及び面積

三 受益地の現況

四 主要工事計画及び附帯工事計画

五 工事の着手及び完了の予定時期

六 所要事業費及びその負担割合

七 事業の効果

八 その他農林省令で定める事項

3 公団は、第一項の実施計画を定めようとするときは、関係県知事に協議しなければならない。

(意見書の提出)

第二十条 公団は、前条第一項の実施計画を定めるには、農林省令で定める手続により、実施計画案を公表して、これにつき意見を有する利害関係人(当該事業につき利害關係を有する市町村の長及び当該事業の施行区域内の土地若しくは当該事業に係る受益地又はこれらの土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者をいう。)に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業で災害のため急速に行う必要があるものに係る実施計画については、実施計画案を公表すれば足り

る。

(管理規程)

第二十一条 公団は、第十八条第一項第三号の事業を行うときは、管理規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の管理規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 林道の維持、修繕その他保全に関する事項

二 林道の占用及び通行の規制に関する事項

三 林道の管理の事業の一部を地方公共団体又は森林組合若しくは森林組合連合会に委託する場合にあっては、その委託に関する準則

四 林道の利用につき利用料その他の料金を徴収する場合にあっては、その料金の種類、金額、徴収方法等に関する事項

五 その他農林省令で定める事項

3 第十九条第三項及び前条本文の規定は、第一項の管理規程の設定について準用する。

(受託準用)

第二十二条 公団は、第十八条第一項第四号の事業を行うときは、受託準則を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の受託準則に定めるべき事項は、農林省令で定める。

(実施計画等の変更)

第二十三条 公団は、第十九条第一

項の実施計画、第二十一条第一項の管理規程又は前条第一項の受託準則を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 第十九条第三項及び第二十条の規定は、第十九条第一項の実施計画又は第二十一条第一項の管理規程の変更について準用する。

(実施計画等の公告)

第二十四条 公団は、第十九条第一項の実施計画、第二十一条第一項の管理規程又は第二十条第一項の受託準則の設定又は変更につき第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項又は前条第一項の規定による農林大臣の認可があつたときは、遅滞なく、農林省令で定める手続により、当該実施計画、管理規程若しくは受託準則又はこれらの変更に係る部分を公告しなければならない。

(賦課金)

第二十五条 公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号又は第二号の事業によつて利益を受ける者で、当該事業に係る受益地又はその上に存する立木竹につき権原に基き使用又は収益を行うものその他農林大臣の指定するものに對し、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を賦課徴収することができる。

2 前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限)前九十日ま

たに、

前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限)前九十日ま

たに、

前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限)前九十日ま

たに、

前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限)前九十日ま

たに、

前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限(分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限)前九十日ま

でなければならぬ。

3 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

4 公団は、前項の規定による不服の申立があつたときは、同項ただし書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

(強制徴収)

第二十六条 公団は、前条第一項の規定による賦課金の納付義務者がその納付期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 賦課金の納付義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第六項の延滞金を納付しないときは、市町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞

納処分の例により農林大臣の認可を受けて、その処分をすることが出来る。

5 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時刻については、地方税の例による。

6 公団は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

(県の費用負担)

第二十七条 第十八条第一項第一号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

(立入調査等)

第二十八条 公団は、その業務の遂行に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量、実地調査若しくは標識の建設をさせ、又は測量、実地調査若しくは標識の建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 公団は、その職員に前項の規定による立入又は伐採をさせる場合には、あらかじめその旨をその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により公団の職員が立ち入り、又は伐採をするときは、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4 公団は、第一項の規定による立入又は伐採によつて損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第三十条 公団は、毎事業年度、予算、業務計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十二条 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつければならない。

3 公団は、第一項の規定による農

林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(借入金)

第三十三条 公団は、農林大臣の認可を受けて、政府又は金融機関から長期借入金又は短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付)

第三十四条 政府は、公団に対して長期又は短期の資金の貸付をすることが出来る。

(償還計画)

第三十五条 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号及び第二号の事業に係る事業費の一部を補助することが出来る。

(余裕金の運用)

第三十七条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

二 農林中央金庫若しくは農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

(規程)

第三十八条 公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

一 会計に関する事項
二 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(大蔵大臣に対する協議)

第三十九条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十条、第三十三条第一項若しくは第二項ただし書、第三十五条又は前条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

(農林省令への委任)

第四十条 この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十一条 公団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十二条 農林大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を持参し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第四十三条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第四十四条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条において「公務員」という。)又は同法同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)(以下「法律第七十七号」という。)附則第十条又は恩給法の一部を改

正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)(以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は農林開墾公団の役員若しくは職員として在職し」と、法律第百五十五号附則第四十条第一項中「引き続き地方事務官又は地方技官として在職し」とあるのは「引き続き地方事務官若しくは地方技官又は農林開墾公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の成立の際特に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の成立の際既に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員として

ての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短期間内に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十五条 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(他の法令の準用)
第四十六条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則
第四十七条 公団が第四十二条第一

項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第四十一条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第三十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十九条 第五十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処す。

附則

(施行期日)
第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公団の設立)

第二条 農林大臣は、第九条第一項の例により、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、第九条第二項の例により公団の理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 公団は、設立の登記をすることによって成立する。

第七条 公団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、業務計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(債務負担)

第九條 政府は、昭和三十一年度に

において、公団に対し、公団が同年
度に実施する事業に係る第三十六
条の規定による補助金を昭和三十
二年度以降四年度以内に交付すべ
き債務を負担することが出来る。
2 前項の規定により債務を負担す
ることが出来る額の限度は、四億
九千四百万円とする。

(登録税法の改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第一号ノ八の次に次の
一号を加える。

一ノ九 森林開発公団自己ノ為
ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第六号ノ五ノ五の次に次
の一号を加える。

六ノ五ノ六 森林開発公団ノ為
ニスル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条第一項第四号の六の次に
次の一号を加える。

四の七 森林開発公団

(法人税法の改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年
法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第二号中「農地開発機械
公団」の下に「森林開発公団」
を加える。

(行政管理局設置法の改正)

第十四條 行政管理局設置法(昭和
二十三年法律第七十七号)の一部
を次のように改正する。

第二条第二号中「及び日本道
路公団」を「日本道路公団及び
森林開発公団」に改める。

(農林省設置法の改正)

第十五條 農林省設置法(昭和二十
四年法律第五十三号)の一部を
次のように改正する。

第六十條の次に次の一条を加え
る。

(特別な職)

第六十條の二 林野庁に森林開発公
団監理官一人を置く。

2 森林開発公団監理官は、命を受
けて、森林開発公団の指導監督に
関する事務を掌理する。

第六十一條中第七号を第八号と
し、第六号を第七号とし、第五号
の次に次の一号を加える。

六 森林開発公団の指導監督を
行うこと。

(地方税法の改正)

第十六條 地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)の一部を次
のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中
「農地開発機械公団」の下に「森
林開発公団」を加える。

○石谷政府委員 ただいま上程せられ
ました森林開発公団法案の提案理由を
御説明いたします。

わが国の林野面積は、国土のおよそ
七割を占め、森林の立木蓄積は六十億
石をこえるのでありますが、すでに開
発利用されております森林は、面積で

約六割、蓄積におきまして四割、約二
十四億石にとどまっております。年
間二億石をこえる木材の需要は、ほと
んどこの既開発林からその毎年の生長
量をこえて供給せられているのであり
ます。従つてこのまま推移しますと
ば、森林資源が枯渇するに至るおそれ
があるにもかかわらず、他方、木材の
需要は、国民経済の発展に伴い年々増
加の一途をたどつておりました。この
現状を打開して森林資源の保続をはか
るためには、造林事業の推進にあわせ
て林道網を整備することによつて奥地
未利用林を積極的かつ集中的に開発し
て参る必要があると存するのでありま
す。かかる観点から全国の森林を概観
いたしましたるに、残されていゝ未開発
林地の中で、熊野川水系の流域及び剣
山周辺地域は、森林資源がきわめて豊
富であり、針葉樹用材の割合が高く、跡
地造林に対しても適当な条件を備えて
いるにもかかわらず、その開発が著し
くおこなれていない現状でありますので、
特にこれらの地域を対象としてその森
林の急速かつ計画的な開発を行うこと
といたしたものであります。この事
業に必要な資金といたしましては、余
剰農産物見返り資金を借り入れること
とし、事業を合理的かつ効率的に行う
ために、森林開発公団を設立すること
といたした次第であります。以上が森
林開発公団法案を提出いたしましたゆ
えんであります。以下法案の内容につ
きましてその概略を御説明申し上げ
ます。

まず公団の行う業務といたしまして
は、林道の開設、改良及び災害復旧事
業、並びにできました林道の管理を行
うこと、それらの林道の利用地域にお

いて委託による造林事業を行うことが
おもなるものでございます。なお林道
事業の費用については、おおむね現行
の公共事業の例に準じ、国は公団に補
助金を交付し、また受益者及び県は公
団に負担金を納入することにいたした
のであります。

次に公団の組織につきましては、愛
知用水公団その他の公団の例になら
い、理事長及び監事は農林大臣が任
免し、その他の役員については理事長が
農林大臣の認可を受けて任免すること
とし、業務につきましては、その適正
な運営を確保するために、林道の基本
計画は農林大臣が定め、その実施計
画は、林道の管理規程その他重要な業務
の実施の方法につきましては、公団
は、農林大臣の認可を受けて定めなけ
ればならないこととしたのでありま
す。さらに公団の財務及び資金につ
きましては、予算、業務計画及び資金
計画については農林大臣が認可するこ
とといたし、借入金、余裕金の運用に
つきましては一定の制限を付する等、
その経理の公正を期した次第であり
ます。

以上がこの法案の内容のおもな点で
ありますが、何とぞ慎重御審議の上す
みやかに御可決あらんことをお願い
する次第であります。

○村松委員長 質疑は次会に行うこと
といたします。

○村松委員長 次は農業協同組合整備
特別措置法案を議題といたし、審査を
進めます。質疑を続けます。神田大
作君。

○神田(大)委員 この法案の内容につ
いて少しくお尋ね申し上げたいと思

います。第五条において、整備計画の適
否を認定する場合には、農林省令で定
めたところによりこれを都道府県知事
に提出する、都道府県知事は、この整
備計画が適しているかどうかであるか
というところは学識経験者の意見を聞い
てきめる、こう法案にありますが、都
道府県知事が学識経験者に聞いてきめる
学識経験者というのは、一体どういう
人を指しますか。

○安田(善)政府委員 私どもの考えで
は、農協中央会の役員員の優秀な方と
か、その農業協同組合の地域に關係し
た農業または農業協同組合に経験有
するような人などでありま

○神田(大)委員 そうすると、知事は
自分の適当な考えでもって学識経験者
というものを選んで、その人たちの
意見を聞いてきめるというふうなこ
とは、独断になりがちじゃないかろう
かと思うのですが、こういう点をもつ
とはつきりと法案で指定したらいかが
ですか。

○安田(善)政府委員 そういう御趣旨
に沿いますように、政令で農協關係の
人を適当に入れたり、事業の種類によ
りまして、経済連の上級機關の人を入
れましたり、そういうふうにしたいと
思っています。

○神田(大)委員 これを政令できめる
というお話でございますが、政令の構
想といいますが、そういうものがおわ
かりなら、もつとはつきりと、どうい
う範圍の人というふうなことを御発言
願いたいと思います。

○安田(善)政府委員 まず第一には、
組合の整備促進について法に基いて自
主的に能力を与えられております農業
協同組合の中央会の役員員の人、第二

まさに當つておる面も多いと思います
が、やはり協同組合精神にのっとりま
して、第一が組合員が任意で作りました

再建をはかる場合には、法に基きまして常例検査というものが別途農協には監督上の措置としてございますので、

決されないと思うので、実際問題のこ
ととして、今までそういう問題の処置
に対していかなる都道府県に対する監

生させましても、そのように地方機関において、あるいは中央会等におきましても同然だろうと思うのでござい

きものである、容易に地方庁の財政事情で員数を動かしたり、専門家を他の専門に回したり、しろうとを回した

り、地方自治法に明るくない人を急に配置したりすることはよろしくないの
で、農林省の直接の補助金にするとい
うことに万全の努力を払いまして、三
十一年度ではおよそ補助職員のうちで
は最も確保をいたしておるものと思っ
ております。しかしまだ十分ではござ
いませんで、今後能率と素質とによ
く留意したいと思っております。

○神田(大)委員 私はこの点は非常に
大事な点だと思つて、この点をあ
なたたちがもっと力を入れて、各農協
を指導し、適正なる運営をするように
検査しますれば、不振に陥る農協とい
うものが非常に少なくなつてくるのじや
なからうかと考へるのであります。私
の今見るところによりますと、まだ
まだ不完全でございまして、この点につ
いて、特段の努力を払つてもらいたい
と同時に、予算的措置をもつてもらいた
いといひ私は考へます。今度のこの
法案によりまして、駐在指導員とい
うようなものを置くといわれておりま
すけれども、この駐在指導員を二百名
とか三百名とか駐在させるといふが、
一体駐在をするだけの力を持った人た
ちがおりますか。どこからそういう人
材を持ってくる駐在させるおつもりで
すか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 経済連の整備促
進法に基づく整備促進におきましてもま
だ十分とは言へませんが、必要最小限
度におきましては、農協中央会からた
とえば新潟県その他に派遣して、駐在
せしめて再建整備措置を促進してあり
ますが、全国の中央会で研修をしまし
た職員もすでに約二千名に上つており
ます。加ふるに事業上系統的に關係の
あるところには、経済連の再建整備で

やつておりますように、ぜひ協力をお
願ひしまして、立て直しの基礎が固り
ますまでそういう御協力を得たいと
思つておる次第であります。

○神田(大)委員 これは中央会の職員
を委託して駐在させるといふようなこ
とになるのでございまして、中央会で
そういう駐在をして指導し、いろいろ
と相談にあずかるような人を養成する
ための努力をあなたたちが払われてい
たかどうか。今まで、また今後そうい
う人たちの育成しなければならぬと思
うのでございましてけれども、そういう
努力も私は今までは非常に薄かつた
と思つて、こういう点で問題は、や
はり人の問題でございまして、適正
な人を駐在させて不振農協の人たちと
一体となつて努力をすれば、農民とい
うものはそれについてきて、農協とい
うものは再建されるものでございま
す。問題はこの人を作ることについて
も、計画的な、しかも熱意を持った
方法によつてこれをやらなければなら
ぬと思つて、そういう方法を今後
あなたたちはどういう方法、どうい
う機関によつて養成していくか、お尋
ねいたします。

○安田(善)政府委員 昨日も申し上げ
たのでありますが、理学院とか協同
組合学校とかいう特別の施設も講じま
して、昨年は中央会に約七千万円の教
育に関する補助金も交付いたしてあり
ます。本年度も中央会全体には六千万
円の補助金を續けて出してありますの
で、その運用と、各農協あるいは連合
会全体となつてこの方面に余裕のある
金を――貴重な金でありますけれど
も、人物が重要であることお話を通り
でありますから、それにも期待してい

きたいと思ひます。

○神田(大)委員 最後に私は農業協同
組合が自治的な団体であり、農民の一
つの意欲によつて農業協同組合とい
うものは更正すると思つてございま
すけれども、あなたたちが考へておる新
農村建設とか、あるいは新農業団体と
か、あるいは農業委員会の改組による
農業委員会の拡充といふような問題
は、農業協同組合のこういう盛上つ
た、農協を強化しよう、そういう協同
組織の力によつて農民の生活と経済と
文化的な向上をはかるうとするよう
な意欲を阻害するおそれがあると思
うのでございましてけれども、この点
についてどう考へになりますか。

○安田(善)政府委員 それは全く反対
でございまして。農業協同組合は農村
健全に発達させたり、農業生産力の増
進をはかりましたり、農民の地位の向
上をはかることを目的にいたしてあり
ますので、いわゆる新農村の総合助成
と申しますか、建設に当りまして、
農業協同組合はその有力な事業主体の
一つである。あわせてまして農業協同組
合の経験を持ちますといふと、その
計画にも有力に参加すべきものと思
ひます。農業委員会等でも、今農業及び
農村の振興計画に関する事務がござ
います。向々相待ちまして、りっぱな農
村を作つていくことが――むしろこの
両者は農業計画の二大支柱でございま
す。片方が片方を排除するといふこと
はないと思ひます。またそうすべきも
のではないと思ひます。加ふるに事業
主体は農業協同組合しかほとんどな
いのじやないか、そういうふうと思
ひます。

○神田(大)委員 新農村建設のない
手は、局長の話では、農業協同組合が
適當であるといふように考えられるの
ですが、その通りですか。

○安田(善)政府委員 本法案に出てお
りますように、不振農協があります場
合には、その農協を不振から脱却させ
て、健全化して、農業や農民のために
なることも、農村建設の事業の一つで
ある。また他に向ひまして農業協同組
合が事業を行ひまして、農業、農民の
ために事業をすることも、農村建設の
事業である。なお各種の事業を総合的
に村として考へまして、総合的な効率
を上げて新しい農業を作つていくとい
うこともまた、その事業である。こ
ういふふうに思ひます。

○神田(大)委員 この新団体が農政活
動をやるというようにわれわれ聞いて
おるのですけれども、これはまださうい
う案はないと言われればそれまでで
ございまして、農業協同組合の一番大
きな支柱となるのは、やはり農政活動、
農民の意欲を高める上において、農政
活動が大事な農業協同組合の一つの使
命であらうと思つてあります。そう
すると、今度あなたたちが農業協同組
合にやらせる農政活動と、農業協同組合
がやろうとするところの農政活動、そ
ういふ二つの農政活動に対してどうい
うような見解を持っておりますか。

○村松委員 神田君に申し上げます
が、本問題に限つて、一つ離れないよ
うに願ひます。

○安田(善)政府委員 あまり詳しくお
話するのは、この際適當なときではな
いかと危ぶみますけれども、農業協同
組合法の中には、農業協同組合に関し
て行政庁に意見を建議したり、諮問が
あつたら答申したり、意見を公表した

りすることもございまして。現在の全国
農業会議所、都道府県農業會議等に
は、農業及び農民に關して同様なこと
が規定してありまして、その権限が与
えてある。しかし先生のおっしゃいま
する農政といふのは、いろいろ意味も
あろうと思ひますが、法律あるいは予
算等を通じて、国会でございまして
たようなことを行政庁が農業施策とし
て浸透することもありますれば、また
広い意味の政治的なこともあると思
ひます。あるいは政党等に関する問題もあ
らうと思ひますが、農協そのものは経
済事業を中心に行なつておりますか
ら、中立的なものとして動いていくの
がいいと思つております。

○村松委員 此の問題は他に機会も
ございまして、別の問題を一つや
つていただきますと思ひます。

○神田(大)委員 委員長からの注意も
ありますので、この問題は別の機会に
質問することにいたします。

それではさきの、知事が適正であ
るかどうかといふようなことをきめる
場合において、法文が非常にあやふや
でありますので、この際当局に、この
政令を出す場合には、さういふよう
な独断専行にならないように、一つ十
分この対象になる農協の立場を理解で
きるような人たちの意見を聞き、それ
らのもが片寄らないような方法を
とつてもらいたいといふことを申し上げ
ておきます。私の質問を終ります。

○村松委員 小川豊明君。

○小川(豊)委員 簡単に尋ねしま
す。この四条に一号から七号まであげ
てありますが、二号の「事業執行の体
制を改善するための措置、これは事業

ものとする。」「こういうふうになつておるのであります。ところが改正案によりますと、第八条の二で「買い換え、又はこれと交換」ということになるのであります。交換の場合が買い入れと読めるか読めないか、こういう疑問がありますので、とにかく持つておる飼料を売るといふことにはつきりするために保管する飼料、こういうふうにしたわけでありまして。

○川俣委員 そういたしますと、これは本質的には輸入飼料じゃないものを持つて、保管というからには内地産のものも含まれる、こういうふうには理解させるために、いわゆる国内産のものは輸入飼料とみなすといふことで、保管する輸入飼料とこう読みかえさせた、こういうことですか。

○渡部(伍)政府委員 そうであり

ます。
○川俣委員 そういう答弁だろうと思つたんです。そこでどうもお尋ねしなければならぬ問題がある。そうすると飼料需給安定法というものは全部変えていただかなければならぬ。法律の趣旨は提案の説明の当時の速記録から見まして、国内産の品物が逼迫してあるのでとかく需給上も不安定であるし、価格も不安定であるからして、できるだけ安くしようといふねらいなんです。それには輸入飼料を入れなければならぬという建前でこの法律ができておる。従つて目的は、この法律の目的を第一条に書いてある。「この法律は、政府が輸入飼料の買入、保管及び売渡を行うことにより、飼料の需給及び価格の安定を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。」と

なつております。内地産のものを買

つてきて安定するなんというところは法律の趣旨じゃない、根本から変えていかなければならぬ。目的から変えていかなければならぬ、こんな小さなところの問題じゃない。そのくらいなところを事務的に変える必要があるならば、なぜ本法の目的全体を変えないか。この法案を出された趣旨は、法律の趣旨に従つて改正されるものですよ。もしも根本的に変えるならば、条文は別にして、この本法の趣旨に従つた改正でなければならぬはずで、これを廃案にして新しく別に法律を出して変えようというならこれは別です。国内産が非常に豊富になつてきて、増産されていって、その買い上げをすることに、農産物価格も安定する、また飼料の需給も円滑にいくといふことでいふならば、法律の根本を変えなければならぬ、出直してこなければならぬ。どうも部分修正でこれをごまかそうとするようなことは、これは法律をもてあそぶものだと思う。どうです。

○渡部(伍)政府委員 この改正案は第一条の目的を変えようという意図はないのであります。そのために八条の価格も非常に限定的に書いておるわけなんです。それと同時に、輸入飼料でない国内産飼料を無制限に買入のでなくして、同一種類の同一数量を買いあまたは交換する、こういうことになつておるのでありますから、そのものに限り輸入飼料とみなす、こういうことをしておるのであります。私の方では等量交換でありますからその分だけを国内産飼料でも輸入飼料とみなすことは本法の目的の範囲内である、こういうふうには考えておるのであ

ります。

○川俣委員 聞くところによると法制局でそう書きかえた方がよろしい、修正をするならばそうした方がよろしいといふことでされたやうであります。

これは昔の法制局と違つて、最近では法律の成り立ちや何かを十分検討して字句を加えるのじゃない。ただ字句だけを見て変える。法律の趣旨がどこにあるのかなんというのを質問を受けて変えたんじゃないらしい。それはあなたの方の説明が悪いんです。この法律はこういう趣旨でできているのだが、こういうことができるかどうかという相談をすべきことなんです。ところがそうじゃないのです。今書きかえが要だかどうしてくれるという相談をするからかういふ結果になる。当時の提案説明を見てごらん下さい。あるいは質疑応答を見てごらん下さい。内麦から生れてくるふすまといふかえするといふようなことで需給安定をはかるうなんといふことは毛頭考えておらない。だからこれは法律の主旨に明瞭なんです。この法律は政府が輸入飼料の買入れ、保管、売り渡しによつて、飼料の需給及び価格の安定をはかる。国内産の飼料は不足であるから、そこで輸入飼料に依存して需給の安定をはかり、需給が不安になつてくるために価格が高騰してくるから輸入を豊富ならしめよう、こういう趣旨なんです。従つてこれは原価計算主義ではない。第七条に、「政府は、国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは飼料需給安定審議会にはかり、その所有に係る小麦を売り渡す場合において、そ

の相手方に対し、その小麦から生産さ

れるふすまの譲渡又は使用に關し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を附することができ」といふことになつておりますし、この飼料需給安定法は原価計算主義をとつていないのであります。買入れた価格で売らなければならぬといふか、そういう思想でこの法律はできていない。七条は明らかにあなた方が今改正されることを否定している。従つてこの法律全体から見てもそのことを容認しない法律になつてゐる、国内産が不足であるといふ前提に立つての法律なんです。

豊富であれば輸入を控えるといふことはあり得るかもしれませんが、買いかえて安定させるなんという考え方はないではありませんか。だから法律の趣旨を全く変えた改正案である。しかし飼料需給安定について全部新しく構想を変えてくれれば別です。前は、外国の安いふすまなり小麦を買つてきて、その差益金で安定をしようといふのが、第一のねらいであつた、説明によればそうなんです。同量とか同質とかいふ考え方はない、安いものを買つてきて、その差益金を利用して価格の安定をはかるうといふことが一つのねらいで、もう一つ、大量に入れることによつて需給のバランスをはかつていつて、価格の安定をはかるうといふのがこの法律の趣旨なんです。どの条項を見てもそうなつてゐる、そういう建前で各条項ができてゐるじゃありませんか。だからそれを部分的に買いかえすることができるとかなんとかいふことで読みかえさせるといふようなことでいけるものじゃないと思う。そういう政策が転換されたならば、転換された

ような法律に直していかなければなら

ない。どうなんです。
○渡部(伍)政府委員 これはあくまでも輸入飼料の増大によつて、国内の需給を安定したい、こういうねらいになつておるのであります。そこで買いかえが、起る場合といふのはどういふときかといふと、輸入が国内の需要をまかなつて、政府の手持ちができる場合になるのであります。すなわちそういう場合には、国内の価格が暴騰し

そうになれば手持ちをどんどん出していくわけでありまして、それをやつてもなお手持ちが余る場合に、それがちょうど極端なときを越さなければならぬ場合には買いかえをしようといふことになるのであります。その際には、保管を継続するといふ意味においてその際新しい輸入飼料が買えればそれで買いかえをしてもいいのでありますけれども、必ずしもそういうふうにもいきませんし、需給のバランスの範囲内において国内産のものを引き上げれば需給は逼迫してしまふから、それと同時に手持ちを出す。そういう操作をやる。すなわち保管を継続する一つの手段として、便宜国内産のもので買いかえをしていく、あるいは交換をしていく、そういうわけでありまして。その範囲内でありまして、この法律の当初の目的を逸脱するといふふうには考えておらないのであります。
○川俣委員 どうもそう聞くと、まことに悪意に聞える。悪意といふのはどういふことかといふと、前は比較的飼料が高かつた。今度は相当安くなる傾向があるから、ここで安くしない操作に使うのでないかといふような悪意の解釈が出てくるのです。私はそれは解

釈したくない。業界にはそういう意向があります。けれども私はそうは理解したくない。もっと善意に理解している。善意に理解せよといえども、もつと資料を別にしますけれども、そういう善意で解釈したくないから、私は善意に解釈している。業界の希望によってというか、運動によって法律が変更されたというふうに私は善意に解釈したくない。これが前提なんですよ。あなたのような答弁を続けておると、どうもそうとらざるを得ないようなことになることを遺憾とするので、そこで私は善意に立って聞くからそのついで答弁して下さい。

八条を見てもらいなさい。前の八条は、「条件を附して小麦を売り渡したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、売り渡した輸入飼料の価格、これは外国飼料の意味です。」「品目、数量の条件その他必要な事項又は前条第一項の規定により附した条件を、買受人別に、公表しなければならぬ。」「という規定は何かというと、これだけ輸入されたのであるから、価格が安くされる方向をあえてここで指示する必要があるのが公表するのです。これは価格の暴落等が起ることが必至であるから、それがねらいであるから、わざわざ公表するのです。これはそうなんです。いわゆる国内飼料にプラス・アルファをねらう法律なんです。あなたの方はアルファじゃない、とんとんなんです。とんとんなんということを考えた法じゃありません。多くなればなるほど——従って畜産振興のためにこの法律ができています。すよ。えさを安くするということがねらいでできているのです。価格を下げない

いなんというのではありません。肥料需給安定法というのは価格を安定する、需給を安定するというのがねらいなんだけれども、河野農林大臣に言わせると、できるだけ下げよう、これが安定法のねらいだというのです。肥料の方はできるだけ下げようというの、ねらいならば、えさの方だって下げるのがねらいでなければならぬはずなんです。同じねらいでできておるのだから、従って、国内産プラス・アルファによって、そのアルファの力によって、輸入飼料によって価格の操作を行なっているという、あるいは需給操作を行なっているという、あるいは需給操作はあまり考えていない。買ったものはどどんと売り渡していつ、価格をできるだけ下げたいという、需給をできるだけの円滑にしたいというの、ねらいの法律なんです。それをストックしていつ、それで操作をした取扱業者にあまり打撃を与えないようにしようなんという法律ではない。そういう法律を作るなら、飼料販賣業者保護法という法律を作るなら別です。飼料業者がつぶれたらえさに及ぼす影響が大きいから飼料業者保護法を作ろう、こういう目的なら別ですよ。もしもそのような意見があつて、ストックをするというところが目的ならば、その三万トンか三万トンのストックで一体そんな操作ができると思つていますか。ほんとうにストックを持つてやるといふなら、腐らないものをいつでも売り渡せるような、持ちきれぬようなものでなければ、ストックの圧力はきかぬ。鮮魚だつて、冷蔵庫を持たないような魚屋が、おれはストックを持つておるか

らというようにどこでいばつたところ、魚の価格に影響を与えることはできない。それを冷蔵庫を持つておる者が言うなら圧力がきく。腐つて、買いかえをしなければならぬようなものを持つておつて、これでストックを持つておるから威力があるというものは、どこでもできるものじゃない。長官どうですか。

○清井政府委員 ストックの数量についての御質問でございますが、一がい、どのくらいの数量を持つておればストックとして価値があるかというところは、なかなか申し上げにくいと思うのであります。そのものの性質並びに需要数量、供給数量を全部勘案いたしまして、果してどの程度が必要であるかということをも具体的に判断すべきものかと思つております。具体的御質問の点につきましては、果してどの程度が適正であるかということについては、ちよつとはつきりした御答弁を申し上げかねる次第でございます。

○渡部(伍)政府委員 飼料のストックの算定は、むしろ畜産局の方からこれだけ持つてくれということをおつておるので、私の方から御説明いたしたす。一番問題になりますのはふすまでございます。ほかの品目は、世界の供給量も相当潤沢でありますから、そう神経質にならなくてもいいが、ふすまだけは、日本の需要は、ほかのものに代替できない最低量というものがあつて、先般お配りいたしました資料のいろいろな表を見ても、ふすまが一番ひどく価格の変動を受けておるのであります。そこで内地産が四万トンないし五万トン、あと輸入が毎月四万トンないし五万トンでありまして、ほか

に輸入分を一万トン内外出せば従来は需給がとんとんになる状態でありまして、その目標でやつておるわけであります。ところがふすまは、これを輸入しますのに、どんなにしましても最低二カ月以上かかるわけでありまして、そういうことををならぬ合して、三万トン程度最低持つておらなければ、お話のように保管をする意味がない、こういうふうな考へておるのであります。なお七条、八条の関係は、そういう手持ちもなし、あるいは外国からの輸入も間に合はなくて需給が逼迫した場合の特別の措置であります。そういう場合には特別念入りに条件なり制限を付して、それが需要者にわかるように公表していく、こういう趣旨であります。これは需給が逼迫して価格が上つたときはそういうことをやる、相当程度の統制をやろう、こういうことである。普通の場合は買いかえができるのは需給をまかなつてなおかつ保管を継続できる、こういう状態でありまして、七条、八条の場合は異例の場合である、こういうふうに私どもは考へております。

○川俣委員 食糧庁長官にお尋ねいたしますが、これはどういうわけで食糧特別会計で操作しなければならぬというところになったのですか。あなたはさういふわけで食糧特別会計でこれを引き受けておられるとお考えになっておられますか。今までなぜ特別会計でお買い入れになったのですか。何か食糧庁として構想があつたからかと思つておられますか。

○清井政府委員 厳密に申し上げますと、いろいろな御議論のある点だと思ひますけれども、本来は主要食糧であります。そこでただいま御指摘の通り問題はいろいろあるかと思ひますけれども、飼料として取り扱う一部の物資には、品質の問題はございませうけれども、小麦等のときは主要食糧と形は同じ形を持つております。むろんウェイトは違つております。品質につきましてははちろん、飼料に回す場合と主要食糧に回す場合とそういう意味において若干の違いがあるといわざるを得ないのであります。そういう問題が一つ。それから特別会計をかりにえさのために新しくいたしました場合と、それから食糧の特別会計をかりにやり

ます場合とは、やはり特別会計は二つ別々に作ります場合よりは、一つの特別会計で実施した方があるいは経費の節約その他の面からいって有利である、こういうこともいえるであらうと思つておられます。従つてこれは厳密に申し上げますけれども、たゞいま申し上げたようなことから考えますれば、食糧特別会計において飼料の売買をいたすということも決して意味のないことではないといふふうに考へております。

○川俣委員 そこでお尋ねしているうちに疑問の点が二つ出てきた。食糧特別会計というのは赤字が出た場合一般財政からの繰り入れはなかなか困難なことは、たゞたびあなたから御説明のあつたところでありまして。しかもその赤字は消費者が負担しなければならぬ。えさの方から出たことを一般の人が負担しなければならぬといふことは公平な負担ではないと思つておられますか。

○清井政府委員 お話の点は理論的に申しますと、いろいろな問題がある点でありますけれども、やはり性質、程度の

問題から考えなければならぬ点が實際問題としてありはしないかと思ひます。なるほど御指摘の通り食糧特別会計において赤字が出た場合に、これが措置並びに取扱ひにつきましては、非常な問題があったことは申すまでもないことである。従つてこれは主食としての問題であります。ただ食糧特別会計においてえさを所管しておる関係上、これに若干の運営上損失を突かして生じておるわけであり。もともと本年度は予定量よりかなり少い額で済みましたが、その内容を見ますと、それぞれの物資につきまして利益のあるものもありませんし、損失の起る物資もあるわけですが、総計して損失が起つた、こういうことでもあります。しかし元来えさにつきましても、これは法律の建前上やはり需要者たる農家に對して一定の安定価格によつてえさを供給するということにおきまして農業経営に對して貢獻するということが、ひいては一般農業経営あるいはいわゆる主食の経営にも若干の影響があることはいわざるを得ないのであります。そういう観点もあると思うのであります。そういうことは決して理屈立てて申すわけではありませんが、そういうようなこともございませうし、従来の経過から申しますれば、若干の損失がありますればこれは食糧特別会計において負担するものも方やむを得ないのではなからうかというふうに考えておるわけでありませう。

○川俣委員 この法律ができた趣旨は、御存じの通り外国から安い飼料を買つて、その差益金をもつて価格操作して国内の市場価格を下げていくというものがねらいの一つ。もう一つは、国内飼料の逼迫を緩和するために外国飼料を入れるということが二点なのである。なぜ食糧特別会計が受け持ったかというあなたの説明は足りないと思ふ。なぜかという、えさが高くなつてくれば主食を高くしなければならぬ。主食のかすをやつたものの方が高くなつて本体の方を安く売るといふようなことはできなくなる。内地小麦にいたしまして、内地大麦にいたしまして、そのかすのふすまなり麦ぬかなりが高ければ本体が高くなつていく。そこで食糧特別会計に影響するところが大きいから、ある程度の犠牲は忍ばねばならないということであつた方の方は引き受けておると私は理解しておる。そうじゃないですか、そうなんですか。ふすまの値段が高くなり、ぬかが高くなり、米ぬかが高くなつてごらんない、なかなか安くは供出する者はない。なかなかに支持価格を下げていかなければならぬ。支持価格を下げていかなければならぬ。事主食の価格に非常な影響を与えるから、この程度の犠牲を払つても主食全体の価格構成の上には役立つというところで引き受けられておるといふふうな理解をしておる。それならば一般の消費者が幾分負担することとまた主食の価格の安定の上から当然な義務負担であるといふふうな理解しなければならぬと思つておる。そのうでなければ理解できない。そうじゃないですか。

○清井政府委員 その点はまさにあると思ひます。私どもの言葉が足りなかつたのでありますが、そういうふうにはりえの価格安定といふことは直接に主食の価格に影響するわけでありませう。損失を補償いたすのもそういう意味が十分あると考へております。○川俣委員 そうだと思ふ。その通りなんです。そうすればここに問題が出てくる。できるだけのえさの価格を下げるといふことは、畜産の面ばかりでなくして、できるだけ主食を安く供給しなければならぬという立場をとらなければならぬ。食糧特別会計は、えさの値と主食の価格との間のつり合ひを常に考えながらやらないといふことなのです。ところが畜産の方はそうじゃない。業者のことを考へておる。下つたりすると業者がつぶれるかもしれない。この法律は従ひまして価格安定よりもむしろ価格を引き下げていくといふこととがねらいなのです。輸入飼料によつて価格を下げていく、できるだけ差益金をもつて操作しよう、さらに国内産のほかにプラスして輸入することによつて価格操作と需給の安定をはかるうといふのがこの法律なのです。あなたはそのに賛成して食糧特別会計の中で操作しておられると思ふ。ところが今度はそのうじゃない。内地のものを買いこめるという。それでは輸入することよりも買ひこめることの方が入つたことになりませう。必ずしもそうじゃないといひまして、この法律はそういう操作で安定させるというねらいじゃない。そうすると前に食糧特別会計として引き受けた時代と今とは目的が違つたもので、目的が違つてもなおあなたはこれを引き受けられる勇氣があるのかどうか。前の目的は今あなたが述べられた通りです。今度はあまり下らないようなことにねらつておるが、それでもなお食糧の赤字を出しても操作し

ようというふうな考えられるかどうか。これは非常に問題が大きいと思ふから、御答弁願ひたい。○清井政府委員 お話でございませうが、今回の改正におきまして、私の申し上げた根本の趣旨は變つていないのじゃないかと考へます。先ほど御指摘があり、私もお話し上げた通り、食糧管理特別会計においてえさの買付をお引き受けする理由はその通りでございませう。特に三十一、三十二の二食糧特別会計におきましても、飼料の關係におきましては若干の損失と見ておられます。御指摘の通り、買ひ入れました飼料と売却いたしました飼料との間に損失を起すといふことは、価格安定をはかるという意味がそこに入つておるわけでありませう。金額もごく少額でございませう。御趣旨の点は通つておるわけであつて、今度の法律の改正におきまして買ひこえの問題を御議論になつておるようでありませうが、買ひこえの問題につきましてもこれは技術上の問題であらうかと思ふのであります。低廉な安定した価格によつて飼料の需要者にこれを供給するという本来の趣旨は、決して變つていないといふふうには考へておるわけでありませう。従つて私どもの会計においてこの会計を預りするといふことについては、何ら問題はないといふふうには実は私考へておる次第でございませう。

○川俣委員 私はできるだけ時間を節約したいし、逸脱したくないのです。食糧の値段を下げようといふことは容易ではありませうが、ふすまも麦ぬかも米ぬかもそれに相応して下つていかなければならぬはずで。ところが、あまり下ることはどうかというふうな考え方から、買ひこえの思想が含まれていふような感じがする。むしろ主食よりも先にふすまが先行しなければならぬ、安くならないか。それによつて本体が安くならないといふふうになつていかなければならぬはずなんです。それを一方は国内の価格支持政策をとられておりますから、下ることが下り得ないでおりますことは認めます。しかしながら、ふすまがわずか下つたのだから、おそろくあとでこれだけ下つたといふ説明があるでしょうが、片方はそれだけの強力な支持政策をとつておつてもなお下つていく、片方は下げる目的でありながら下つていらないといふふうな開きがある。片方は上げていく、片方は下げていくといふ法律でできておる。その開きもつと増大してこなければならぬはずで。おそろく前と大した違いがないといふことに説明されるだらうと思ひますが、長官どうですか。

○清井政府委員 数字のこまかい点につきましては、ちよつと私資料を持つておりましたが、私どももいたしましては、麦の販売価格をきめるとき場合には、おきましても、ふすまなり麦ぬかなりの一定の販売価格を予定してきめておることはお話の通りであります。従ひまして、今回さらにこの改訂を考へます場合には、おきましても、やはり麦ぬかなりふすまなりの副産物の価格の動向をにらみ合ひまして、なるべくその価格に沿うように——といふことは、つまりその価格が上るといふことは、実は問題

があるのをごいまして、現在の傾向また将来の傾向といましては、なるべくそれを飼料という立場から下る方向に持つていかねばならぬ、としますれば、やはり麦の価格もこれを低める方向に持つていかねばならぬ、というふうには実は考えざるを得ないであります。従つていずれが結果、いずれが原因と申しますか、私どももいたしまして常々副産物の動向と飼料の価格安定という立場から見合ひながら原麦の価格をきめる、こういう立場をとつておるのであります、近々そういう措置もとりたいてと考えています、ただいま申し上げたような観点からそういうふうと考えております。

○川俣委員 時間がありませんから、この問題はいずれ他の機会に譲ります。

次に食糧庁長官にお尋ねしたいのですが、マニトバ五号あるいは雑穀であります大豆、トウモロコシ、これらは食糧庁としてはえきになつたり油になつたりすることは当然お認めでしょうが、これらの輸入の価格と数量について、将来どういう方針をとられるつもりであるか。

○清井政府委員 どういうふうにお答え申し上げましたらよろしいか、私どもは主要食糧の立場としての必要量を考えざるを得ないわけでありまして、主要食糧としての需要から考えまして、国内の供給量、よつて不足する数量を海外の輸入に仰ぐという立場から需給計画を作つておるのであります。これはあくまでも主要食糧という立場からであります。飼料という立場

からは、畜産局の方においてそれぞれの立場における需要事情を勘案されまして、その不足分を輸入に仰ぐという形にいたしてあります。主要食糧としての不足分と飼料としての不足分とこれが合計されまして、輸入計画に計画されまして、一部は民間によつて買入れ、一部は民間によつて買入れ、大体の計画の基礎は主要食糧と分離した計算になつておりました、輸入計画については、一つの總括の中に、おきまして飼料部分、主要食糧部分として輸入する、こういうふうな計画にいたしておるのが現状の計画に於いての輸入の仕方でありまして。

○川俣委員 決して言葉じりをとらえるわけではなくとも、どこで需給のバランスをとるかというところで不足分という考え方が非常に違つてくる。畜産がだんだん盛んになつてきた場合の需給の分と従来の実績ということ、あるいはこれから奨励しようとする畜産の発展とを加味していかねば不足分といふのは出てこない。そこで相当大規模にあるいは余裕のあるように計画を立てるということが飼料審議会等から要望があつた場合は、さらに食糧管理の中で操作で輸入の増大をはかり得られるのですか、はかり得られないのですか。

○清井政府委員 ただいま申し上げました通り、えきとしての需要は畜産的な観点から計画いたしております。飼料の關係において飼料審議会においてそういう御意見等がございまして、計画上さらに需要を増したいというふうなことが、すなわち供給量を増したい、外国からも輸入量を増したい、こ

ういうことでございますけれども、私どももいたしましては、それに応じまして輸入計画数量を増加するということはでき得ることであるというふうな考えをもちます。

○川俣委員 それは要求があれば食糧管理の操作の中でできるところ理解してよろしいのですか。それとも審議会は審議会として勝手にきめられても、食糧特別会計では操作がしにくいところ、ということになるのでしょうか、その点を聞いておるのであります。無条件で受け入れられる状態なのか、それともそれをかなりあなたの方と打ち合せしなければ受け入れられない状態なのか、食糧特別会計の操作上お聞きしておるのであります。

○清井政府委員 これは一概に申し上げにくい点があると思ひます。これは畜産の立場からこれを入れなければならぬという御意見が飼料審議会等ございまして、そういうふうなことを重視することが大切だということでありまして、私もこの案をそのまゝ受け入れて差しつかえないと思ひますが、すべてこれは個々の場合の検討に待たなければならぬのであります。食糧管理特別会計といたしましては、飼料の観点からぜひ入れなければならぬということでありまして、私

従来の経験から申し上げても買ひましたものの売却につきましては今後いろいろ操作があるものであります。どういふような損失になりますか、今後問題になるものであります、輸入の数量等につきましては、大体御希望の線に沿つてやつておる実例がござい

ますが、今後ともそういうことでありますれば実情に沿つて措置することが適

当だろうと考えております。

○川俣委員 これ以上はあまり聞かないことにしよう。

次に官房長にお尋ねしたい。飼料の品質改善の法律を改正せられようといふたので、省議等において十分検討したされたと思うのですが、これは取締り法規として改正しようというお考えなのですか、それとも従来の法律を逸脱しないように改正しようというお考えなのですか、その点をお尋ねしたい。どういふ検討があつたのか、畜産局から出したから無条件に承認されたと思ひませんか、相当検討されていなければならぬと思ひます。

○谷垣政府委員 提案理由のときに御説明したかと存じますが、従来の飼料の品質改善の問題、これを強化いたしますためにとりました措置でありまして、もちろん取締りの点につきましても若干の点につきまして強化しております。趣旨は品質改善の法律で、公定規格をきめてやつていきたい。かような考え方であります。

○川俣委員 あくまで品質改善がねらいたとすれば品質改善ということには指導ですか。そうでしよう、これは奨励指導です。取締りというのとは一定の罰則を設けて違反を禁じていくというのが建前じゃないですか。指導奨励と取締りと違ふところがあるの答弁ですね。そうするとこれは取締りじゃないですか。指導奨励だ、こういうのです。では農業などは何ですか、やはり指導奨励ですか、取締りですか。

○谷垣政府委員 この法律はたしか十五条だつたかと思ひますが、取締りの規定が若干前に入つておるわけであり

改善の問題を主にいたしてあります。農業の方は私ちよつと存じませんが、たしかあれは取締りの方を重点に置いた法律であつたかと思ひます。

○川俣委員 そうすると取締りと奨励とはどこが違ふのですか、おそろく違反をした場合にはいかぬぞ、こういうきつ形が常識上取締りだ、なるべくこうしなさいというのが指導だ、こういうことになるのじゃないですか。

○谷垣政府委員 指導と取締りがどこで違ふかということをごいしますが、取締りと申しますれば罰則等を伴います意味の最低限を保証するようなものになるかと思ひます。指導の場合は、それと違つて育成と申しますか、一般の自主的な指導を助長するような方向においてこれをやつていく、こういうことかと思ひます。

○川俣委員 大体それが常識的な答弁です。その通りなんです。ところが農業の方は非常に弊害がある、また害毒もあるんですね。取締りの方は罰金が割合に安い、指導奨励の方が罰則が重いんです。普通の常識から言へばやつていかぬということをつく取締りの取締り法規だ、こういうんでしょ、その必要があるということで作られたんでしょ。ところが農業の方は害毒を及ぼすところの影響が大いというところで法律にもちゃんと出てくる。ところがこれは安い。できたところの情勢によつていろいろ修正を加えられるならば、今言つたような輸入飼料を保管飼料に直すというように部分的の改正をせられるならば、この点の比較検討が当然行われていなければならぬはずなんです。肥料取締り、農業取締り、種苗等の取締り、これらは同じよ

うに公定規格をきめ、登録をせしめる、ところがそれに対する罰則が異なる、一なんです。これは何のために重いのか、何のために軽いのかという根拠がないんです。そこを検討されたかどうか、こう聞いてみる。これは畜産局が出したから無条件にのむ、こういったのか、そういうところまで検討されたかどうか、省議の内容をお聞きしようとは思いますが、検討されたかどうか。

○谷垣政府委員 同じような性格のものはやはりその罰則等が大体同じようになつておるのが常識だろうと思ひます。この肥料取締りの方の問題とは大体において歩調が合つておるか存じております。もつともこの法律ができず場合のその当時の状況等によりまして若干の差異が生ずることもございしますが、しかし私たち法令審査をする立場としてはできるだけ同じような性格のものは同じような罰則というところが、これは原則だろうと思ひます。もちろん私たちだけの審査ではありませんで、私どももそういうつもりで審査をいたしておりますが、法制局その他でも十分審査をさせていただいております。

○川俣委員 時間を節約するために議論はしないで、注意だけしておきます。こういう法律を出されるときはやはり比較検討されるべきだと思ひます。どうも今まで出てくる法律は、早早の場合に出てくるものが多いように感じる。たとえば農業の方においては三十日以内に公告しなければならぬ。三条の方はわざわざ告示しなければならぬ、七条、九条の方は公告しなければならぬ。なぜ一休区別しな

ければならぬのか、告示も広い意味の公告の中に入ることは一般の常識なんです。公告と警告なければ公告しないのだというようなことはこれは詭弁なんです。農林省の同じ公告なので、告示と警告なければ告示しないというなら、全部農林省関係のものは告示に直さなければならぬ。同じ条項のところでは、一つだけ直しておいてほかはかわらないというやり方を、一体何のためにやったのか、意味がわからなくなる。変えるならば、近代的な構想だというなら全部変えたいでしよう。たつた一つだけ変えて何の意義があるというのか、そういう点なんです。整理の仕方が非常に疎漏で、まだ疎漏な点がある。これは大きいから言つておきます。農林物資規格法において、この規格を定めるにはこういう方法によらなければならぬというのをきめ、しかもこのねらいは何かという公定規格、登録がねらいなんです。せつかくこういう基本法があるにもかかわらず、もしも取締り法規でなければ、この法規によつても十分にやり得るのです。公定規格の条項が足りないということであるならば、この条項によつてちゃんとあるのです。第一条に「この法律は、適正且つ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」といつて、これらのものは含まれる法律があるのです。取締り法規だからして別に作らなければならぬというのなら別です、それならまた意味がわかる

が、指導、奨励ならば、農林物資規格法というものは農林物資を指導、奨励するためにできている基本法なんです。昔から日本が、まだ農商務省時代から日本の農林物資規格というものをやつて指導奨励してきている基本法なんです。なぜこれを使わないで新たなものを使うのです。これは法律の乱用です。この点あなた方は検討されたのかどうか聞いています。

○谷垣政府委員 その問題に關しましては一応議論をいたしたのであります。が、やはりえさの問題自体をいたしまして一貫してやることの方が妥当であらうというところ、それから農林物資規格法は御存じのように国内において生産されます農産物等を原料としたしまたしたものというふうな法律としては一応限定いたしております。それでえさの場合は海外の農産物ももちろん入りますし、農産物外たとえば水産物でありますとかあるいは鉱物のようなものがありますとか、その他いろいろなものを含まれるわけでありまして、農林物資規格法の対象といたしますものよりは範囲も広いというように事情がございます。それと先ほど申し上げましたえさとしたしましての一貫したやり方でやりたい、そういうようなことがございまして現在御審議を願つておりますような形になってい

る、こういうことでございます。○川俣委員 私は質問でなく意見だけ言つて、大体終りたいと思ひます。質問しても満足な答弁を得られませぬ。それはあなた方がどんなに答弁しても、化学肥料などと違つて、ふすまにしても、大豆にしても、大豆かすにしても、みな単味で売れるものなんです。

す。この単味でできるものを混合してどれだけの比率でいくかというだけのことなんです。その点に取締り法規にしたくてもできない痛さがある。そこで逃げていくだけで、ただ罰則の方ではこれは法律だからどうにでも作れるというところでやつていくだけのことだ。そこに統一されない法律の体裁が出てきているのです。これは単味で売れるのだから罰則はできないのです。そこまではいいこととしたつていい。だから放任しておいてよろしいかという放任ではないから指導しようというところになつて、議員提案で出たのです。単味で売れますために政府が行政的にそこまで入れないで法制化できなかった。政府提案ができなかったゆえんはそこにあるのです。できなかつた理由があるにかかわらず、今度改正案として政府案で出てきてお

る。最初の出發は行政的にそこまで入れないということだったにかかわらず、今度さらに強化するには入れるというの、一体どういうわけなんですか。そういう点の検討もしないで、これならばよからうというやうなことで倉卒にこの忙しい国会にむやみに改正案なんか出すべきじゃない。出すならもつと検討して熟慮しなければならぬ。法制局に行つたら公告よりも告示の方がいいと當つたから変えました。それでは農林省のほかの公告はどうなつていくかということも検討しなければならぬはずだ。あなた方はもつと勉強しなければならぬのに、非常に粗雑ですよ、十分反省すべきだと思いますが、どうですか。

○谷垣政府委員 立法されました当時の事情等は、その後の法律の運用に際してしましてもあるいは改正をいたします場合にも、十分に尊重いたして考慮すべきことは当然のことかと存じます。ただ議員立法でありましたものを政府の方で提案いたしまして改正すること、これは、事情によればそういうこともあり得るわけでございますので、御了承を願ひたいと思ひます。なおえさの問題につきましましては、もちろん単味で行われる場合もございしやう。問題になりますのは、やはりそれがどのように配合されてえさとして出されているか、そのところに問題がございまして、またそういうものが市販いたされます場合が多いわけございまして、従ひまして単味である場合と配合いたしました場合とにおきましては、若干その間に法律のねらいをいたしますところも違つておるか存じます。

○村松委員長 ほかに御質疑はございせんか。——これにて両案に対する質疑は終局いたしました。ちよつと速記をとめて下さい。

○村松委員長 速記を始めて。農業協同組合整備特別措置法案を議題といたし、審査を進めます。他に御質疑はありせんか。「なし」と呼ぶ者あり。○村松委員長 なければ、これにて質疑は終局いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十二分散会

昭和三十一年三月二十八日印刷
昭和三十一年三月二十九日発行
衆議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局